

〈第2期浅口市子ども・子育て支援事業計画（素案）〉

# あさくち 子どもStarプラン

令和2年度～令和6年度

令和2年1月時点

発見  子育てキラ★のまち

岡山県 浅口市



# 計画の策定にあたつて

※市長のあいさつが入ります。

## 目 次

<b>第1章 はじめに .....</b>	1
第1節 計画策定の背景 .....	1
第2節 計画の位置づけと関連計画 .....	1
第3節 計画の期間 .....	3
第4節 計画の策定体制 .....	3
<b>第2章 子どもと子育て家庭等を取り巻く現状.....</b>	5
第1節 浅口市の現状.....	5
第2節 人口の将来推計 .....	16
第3節 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価 .....	21
第4節 子育て環境に対する総合的な評価 .....	31
第5節 幼児教育・保育の無償化 .....	32
<b>第3章 計画の基本構想 .....</b>	33
第1節 基本理念と計画の通称名等 .....	33
第2節 基本目標 .....	34
第3節 施策体系 .....	35
第4節 重点戦略 .....	36
<b>第4章 子ども・子育ての施策 .....</b>	37
基本目標1 幼児期の教育・保育の充実 .....	37
基本目標2 地域における子育ての支援 .....	39
基本目標3 妊産婦・子どもに関する切れ目のない保健対策の充実 .....	44
基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 .....	46
基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備 .....	49
基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進 .....	51
基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進 .....	52
<b>第5章 主要事業における量の見込みと確保方策 .....</b>	55
第1節 新制度における保育の必要性について .....	55
第2節 子どもの人口推計結果 .....	56
第3節 幼児期の教育・保育提供区域の設定 .....	56
第4節 子ども・子育て支援給付 .....	58
第5節 地域子ども・子育て支援事業の充実 .....	59
第6節 幼児教育・保育の一体的提供と推進体制の確保 .....	64
<b>第6章 計画の推進に向けて .....</b>	65
第1節 計画の周知徹底 .....	65
第2節 市民や関係団体等との連携 .....	65
第3節 計画の進捗状況の管理・評価 .....	65

<b>資料編</b> .....	<b>66</b>
<b>第1節 浅口市子ども・子育て会議条例</b> .....	<b>66</b>
<b>第2節 浅口市子ども・子育て会議委員名簿</b> .....	<b>67</b>
<b>第3節 浅口市子ども・子育て会議の開催状況</b> .....	<b>68</b>
<b>第4節 幼児教育・保育のこれからを考えるワークショップの開催状況</b> .....	<b>69</b>



# 第1章 はじめに

## 第1節 計画策定の背景

わが国では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ることを目的に、次世代育成支援対策推進法を制定し、地方公共団体や事業主による行動計画の策定が明記されるなど、次世代育成支援対策を推進してきました。

一方で、少子化の進行には歯止めがかからず、待機児童の拡大や子ども・子育て支援の質と量が不十分といった新たな課題が生じたため、国はこの課題への対応として「子ども・子育て関連3法」を制定し、これに基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートしました。

子ども・子育て支援新制度では、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な推進」「保育の量的拡大、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的に、認定こども園の普及・設置促進や、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付の創設、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場といった地域の子育て支援の充実を図るよう、制度設計が進められました。

また、子ども・子育て支援事業計画の策定が各市町村に義務づけられ、浅口市においても、「希望ある未来へ 子どもとともに育つまち」を基本理念とし、幼児期の教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の量の見込みや確保の方策、そのほか子ども子育て支援施策を幅広く定めた「浅口市子ども・子育て支援事業計画（以下、「1期計画」という。）」を平成27年3月に策定し、子育て支援施策を推進してきました。

この1期計画が、令和2年3月をもって計画期間を終了するため、これまで取り組んできた施策の評価や見直し、社会状況の変化や新たな課題を踏まえた施策の検討を行い、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第2期浅口市子ども・子育て支援事業計画（以下、「2期計画」という。）を策定します。

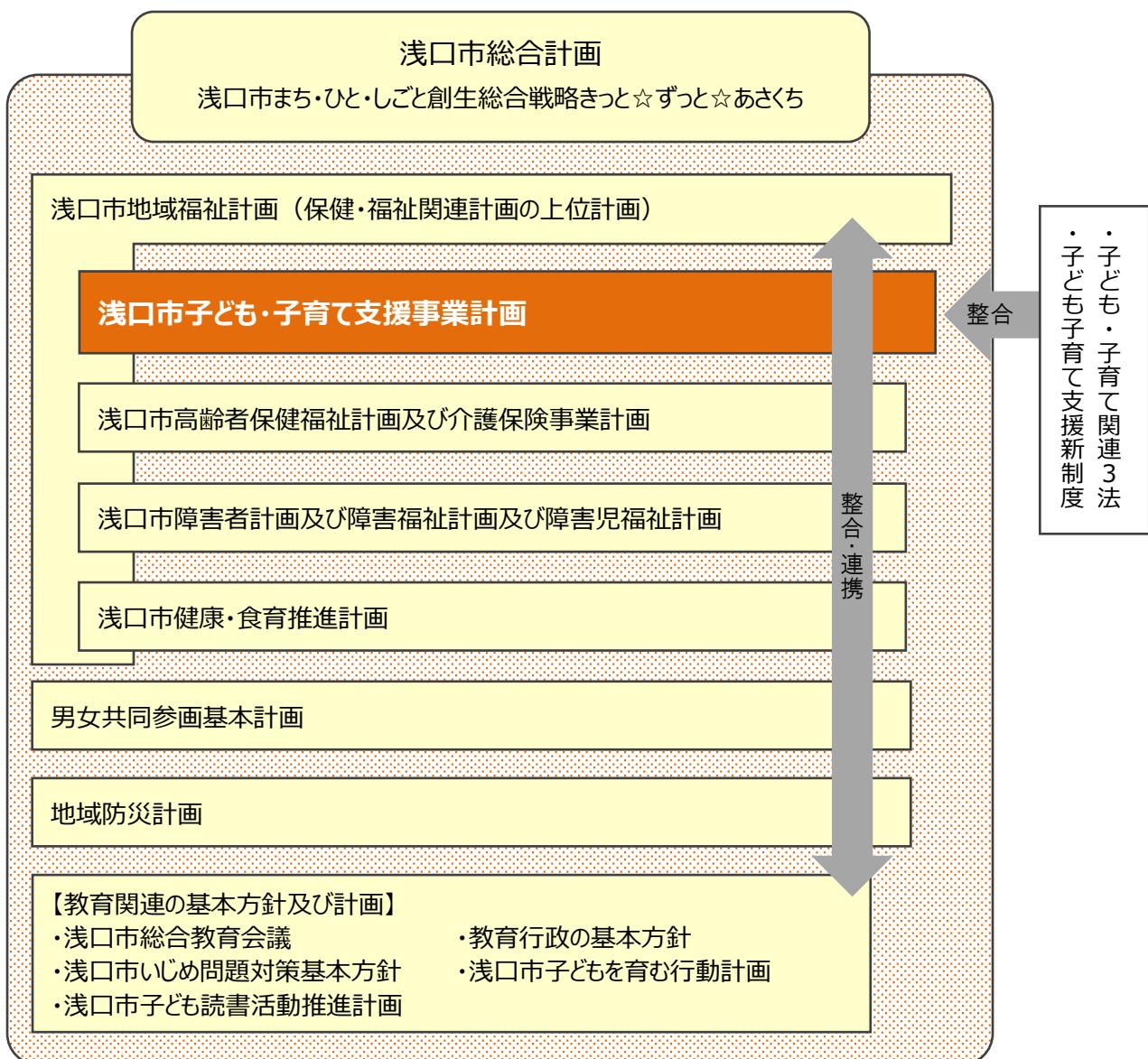
## 第2節 計画の位置づけと関連計画

### （1）計画の位置づけと性格

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置付け、母子の健康確保や教育環境の整備、良好な居住環境の確保等の次世代育成支援に係る取組・施策を定めるものとします。

## (2) 関連計画の整理

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。



## 第3節 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や国の制度の変更、市民ニーズ等に対応するため、計画期間の中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを検討します。



## 第4節 計画の策定体制

### (1) アンケート調査の実施

2期計画の策定にあたり、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望、ご意見等を把握するためアンケート調査を実施しました。

#### ■実施概要

項目	就学前児童の世帯用調査	就学児童の世帯用調査
調査対象者	浅口市在住の就学前児童の全保護者	浅口市在住の就学児童（小学生）の全保護者
調査数	1,435 名 ※うち、①市内就園児 942 名、②市外就園児 9 名、③未就園児 484 名	1,666 名 ※うち、①市内就学児 1,652 名、②市外就学児 14 名
調査方法	①園を通じて配付・回収 ②、③郵送配付・回収	①小学校を通じて配付・回収 ②郵送配付・回収
調査期間	平成 31 年 1 月 8 日（火）～ 平成 31 年 1 月 24 日（木） ※猶予期間として 2 月 13 日までに回収したものは集計に含む	平成 31 年 1 月 8 日（火）～ 平成 31 年 1 月 24 日（木） ※猶予期間として 2 月 13 日までに回収したものは集計に含む
調査票回収数	1,233 件 ※うち、①908 件、②、③325 件	1,569 件 ※うち、①1,562 件、②7 件
回収率	85.9% ※うち、①96.4%、②、③65.9%	94.2% ※うち、①94.6%、②50.0%

## (2) 「幼児教育・保育のこれからを考えるワークショップ」の実施

幼児期の学校教育・保育の充実に向けた具体的取組の検討を行うため、園関係者による意見交換を行いました（実施結果については後述）。

### ■実施概要

日 時	令和元年5月25日（土）13：30～16：30
会 場	浅口市ふれあい交流館サンパレア
参加者	市内の保育所・幼稚園・認定こども園の園長・保育士・教諭・保育教諭 30人

## (3) 浅口市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関、議会関係者、医療分野に係る団体等及び子育て当事者で組織する「浅口市子ども・子育て会議」において、計6回の審議（予定）を行い、幅広い意見の集約と調整を行います。



## (4) パブリックコメントの実施

※令和2年1月に実施

## (5) 庁内策定体制

本計画は、子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉、保健、医療、教育、住宅、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、教育委員会事務局各課、健康推進課、社会福祉課などの関係部局との検討・連携や緊密な調整を行いながら、全庁的な策定体制で取り組みました。

# 第2章 子どもと子育て家庭等を取り巻く現状

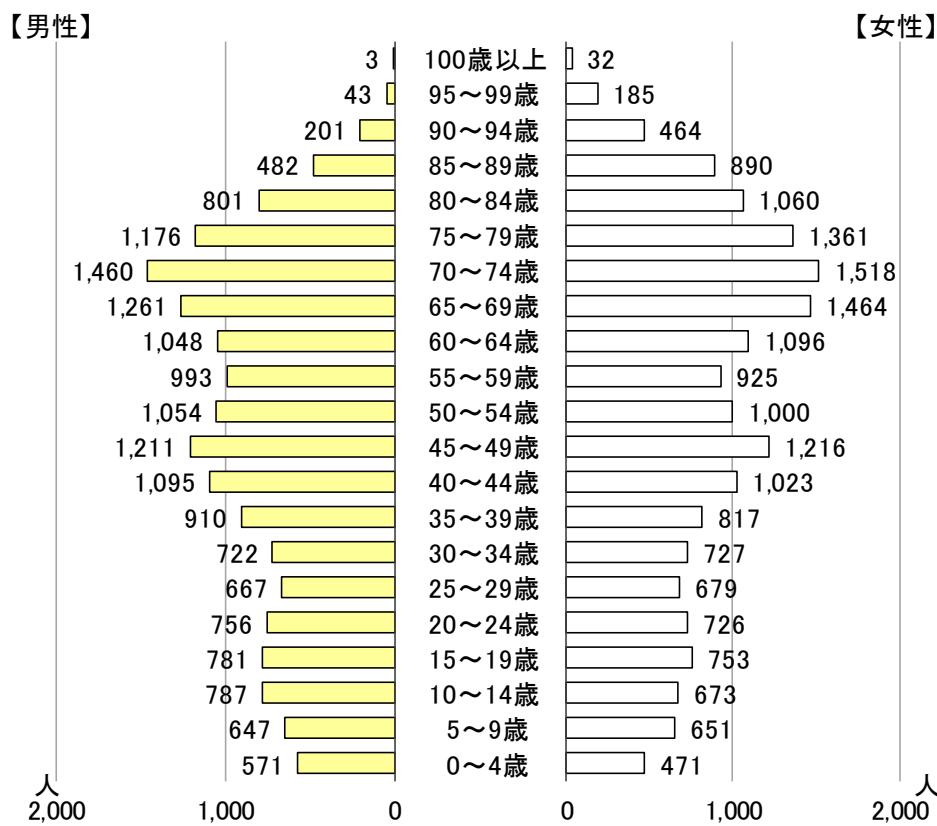
## 第1節 浅口市の現状

### (1) 人口構成

平成31年4月1日現在の浅口市の総人口は、34,400人、0～14歳の年少人口は3,800人となっています。全体に占める年少人口及び生産年齢人口の割合は、減少傾向で推移しており、高齢者人口割合が平成31年4月1日現在で36.0%と、少子高齢化が進行しています。

■人口構成（平成31年4月1日現在）

総人口	男性	女性
34,400人	16,669人(48.5%)	17,731人(51.5%)



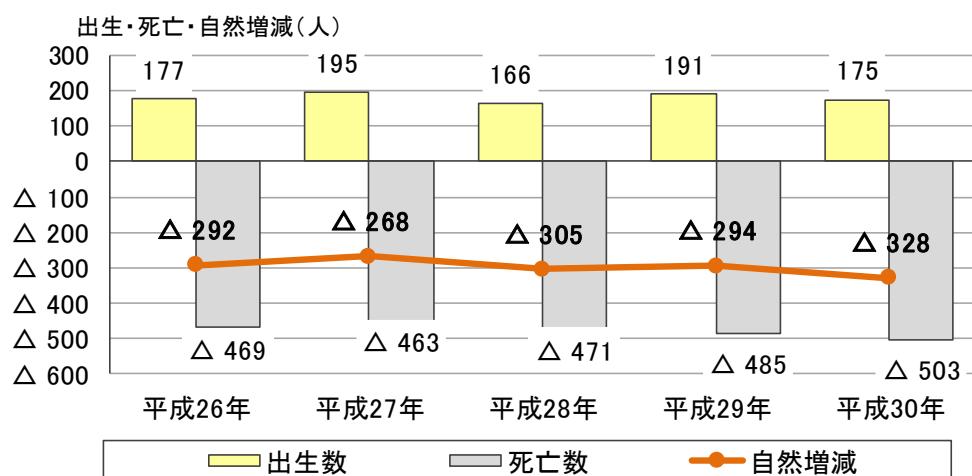
区分	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
年少人口 (0～14歳)	人	4,052	3,970	3,903	3,859	3,800
	割合	11.4%	11.3%	11.1%	11.1%	11.0%
生産年齢人口 (15～64歳)	人	19,357	18,971	18,723	18,400	18,199
	割合	54.5%	53.8%	53.5%	53.1%	52.9%
高齢者人口 (65歳以上)	人	12,133	12,304	12,395	12,376	12,401
	割合	34.1%	34.9%	35.4%	35.7%	36.0%
計	人	35,542	35,245	35,021	34,635	34,400

資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

## (2) 人口動態

### ①自然動態

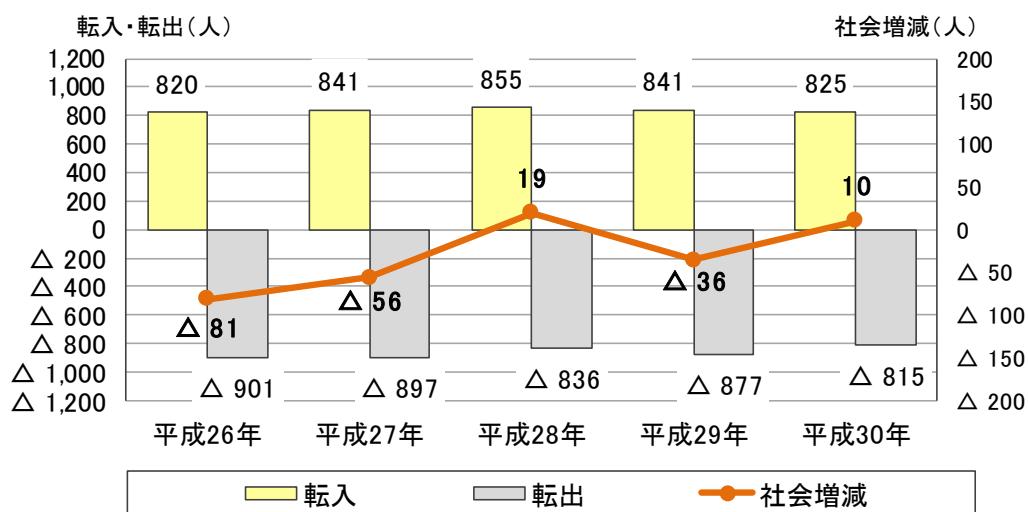
過去5年間の出生・死亡者数は、出生数がほぼ横ばい、死亡者数が増加傾向で推移しています。すべての年で死亡者数が出生数を300人前後上回る「自然減」となっています。



資料：人口動態統計

### ②社会動態

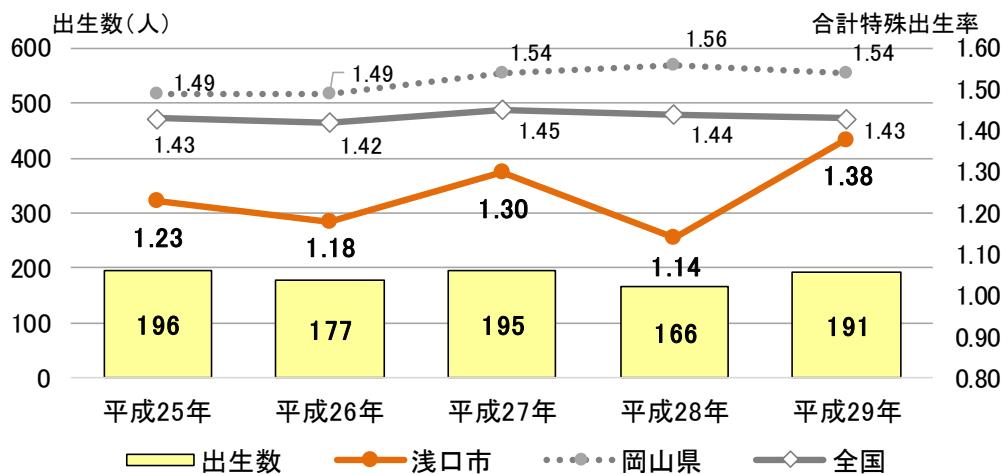
過去5年間の転入・転出者数は、転入・転出ともにほぼ横ばいで推移しています。社会増減は、増減を繰り返していますが、平成28年及び平成30年は転入数が転出数を上回る「社会増」となっています。



資料：人口動態統計

### (3) 出生数と合計特殊出生率

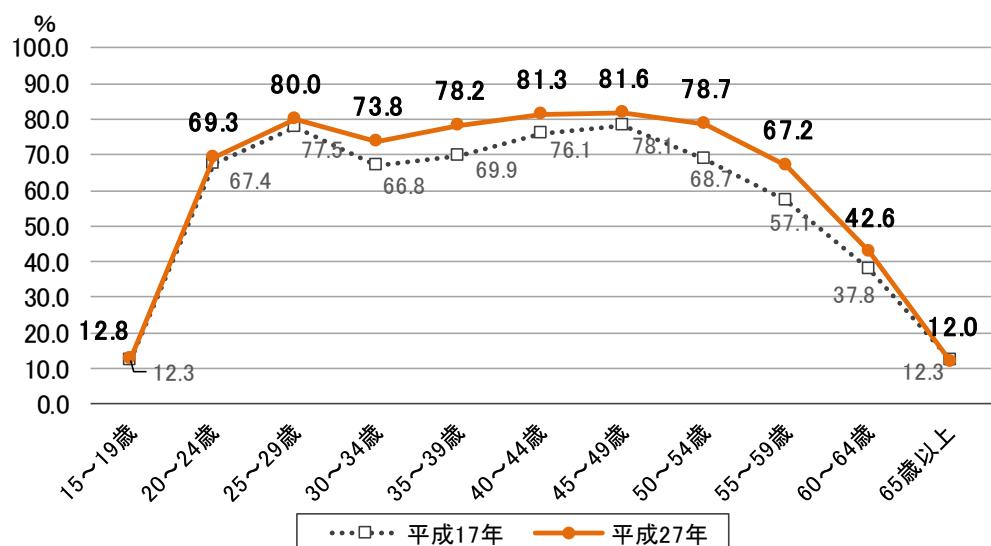
近年の出生数と合計特殊出生率は、出生数が増減を繰り返しながら推移し、平成 29 年は 191 人となっています。合計特殊出生率は、県や全国を下回り、平成 29 年は 1.38 となっています。



資料：岡山県衛生統計年報

### (4) 女性の労働力率

女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）は、出産や子育て期に当たる 30 歳代前後で労働力率が低下する「M 字カーブ」の谷間が見られます。平成 27 年では平成 17 年と比べると、30 歳代で 7 ポイント以上増加したこともあり、M 字カーブの谷間は浅くなっています。これは、結婚・出産した後も働き続ける女性が増えたことによるものと考えられます。



単位: %	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
浅口市	12.8	69.3	80.0	73.8	78.2	81.3	81.6	78.7	67.2	42.6	12.0
岡山県	14.8	68.3	80.7	73.6	74.6	78.8	80.7	78.5	70.8	52.3	33.6
全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	33.8

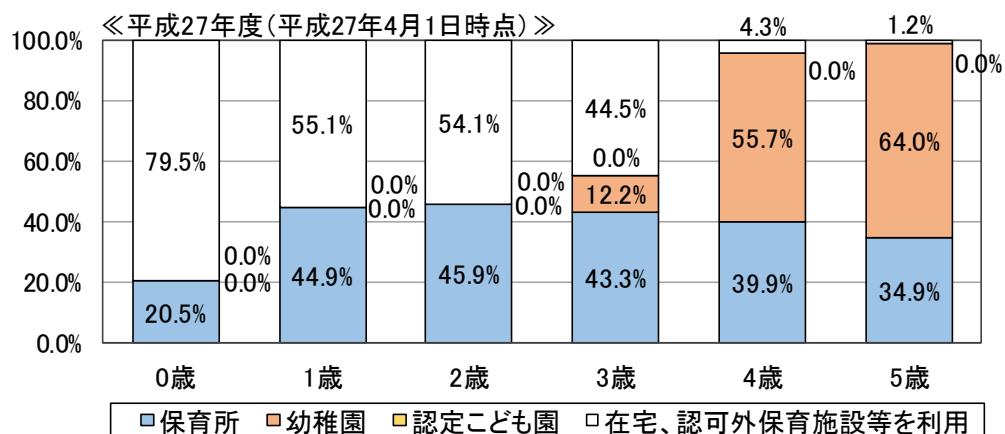
資料：国勢調査 ※「労働力人口（不詳除く）／人口」で算出

## (5) 幼児教育・保育施設の利用状況

### ①施設別の利用児童の推移

■平成 27 年度（4月 1 日現在）

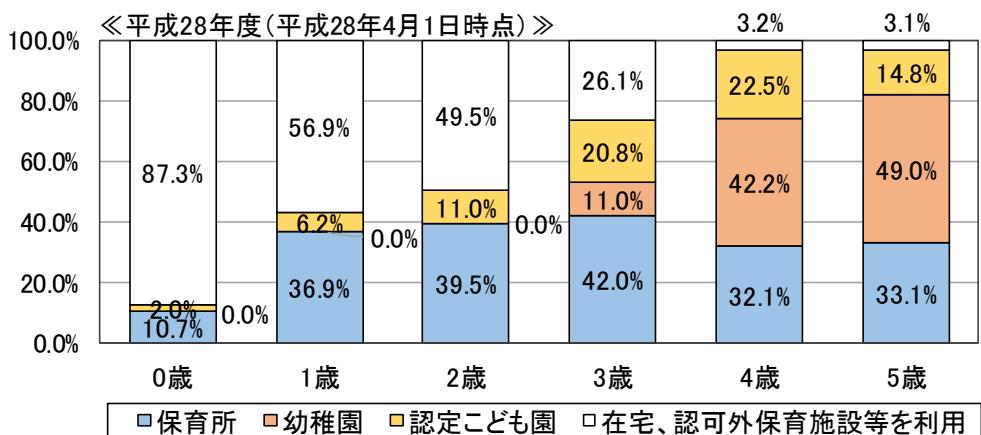
保育所 6 園、幼稚園 6 園が運営されています。5 歳児をみると 64.0% が幼稚園を利用、34.9% が保育所を利用しています。



年度			平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日時点）								利用率	
年齢			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計			
認定区分			3 号	3 号	3 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	
保育所	私立	三和保育園	11	25	31	25		27		27		146
	私立	敬親保育園	5	16	23	20		20		19		103
	私立	敬親かもがた保育園	7	17	21	21		16		17		99
	私立	聖華保育園	5	12	14	12		14		13		70
	公立	竜南保育園	4	6	11	9		11		7		48
	公立	寄島西保育所	4	13	12	16		13		7		65
幼稚園	私立	金光学園幼稚園					29		14		17	60
	公立	金光幼稚園					0		32		45	77
	公立	鴨方東幼稚園					0		34		31	65
	公立	鴨方西幼稚園					0		17		25	42
	公立	六条院幼稚園					0		35		31	66
	公立	寄島幼稚園					0		9		16	25
計			36	89	112	103	29	101	141	90	165	866
児童数						132		242		255		
就園率			20.5%	44.9%	45.9%	55.5%		95.7%		98.8%		63.4%

■平成 28 年度（4月 1 日現在）

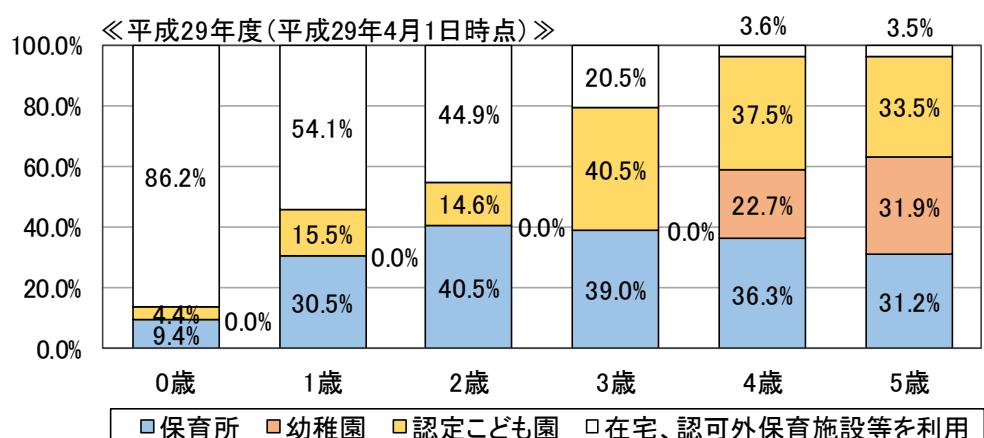
金光学園幼稚園が金光学園こども園に、寄島幼稚園と寄島西保育所が寄島こども園に移行し、保育所 5 園、幼稚園 4 園、認定こども園 2 園が運営されています。5 歳児をみると約半数が幼稚園を利用、33.1%が保育所、認定こども園を 14.8% が利用しています。



年度			平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日時点）									利用率	
年齢			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳		5 歳		計		
認定区分			3 号	3 号	3 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号		
保育所	私立	三和保育園	7	25	26	30		29		26		143	441 50.0%
	私立	敬親保育園	5	10	13	24		20		19		91	
	私立	敬親かもがた保育園	6	16	18	22		19		19		100	
	私立	聖華保育園	3	14	14	15		8		11		65	
	公立	竜南保育園	1	7	8	12		4		10		42	
幼稚園	公立	金光幼稚園					0		27		34	61	258 29.3%
	公立	鴨方東幼稚園					0		41		39	80	
	公立	鴨方西幼稚園					0		11		16	27	
	公立	六条院幼稚園					27		26		37	90	
認定こども園	私立	金光学園こども園	2	2	3	10	21	5	22	0	13	78	183 20.7%
	公立	寄島こども園	2	10	19	13	7	15	14	16	9	105	
計			26	84	101	126	55	100	141	101	148		882
児童数			205	195	200	245		249		257		1,351	
就園率			12.7%	43.1%	50.5%	73.9%		96.8%		96.9%		65.3%	

■平成 29 年度（4月 1 日現在）

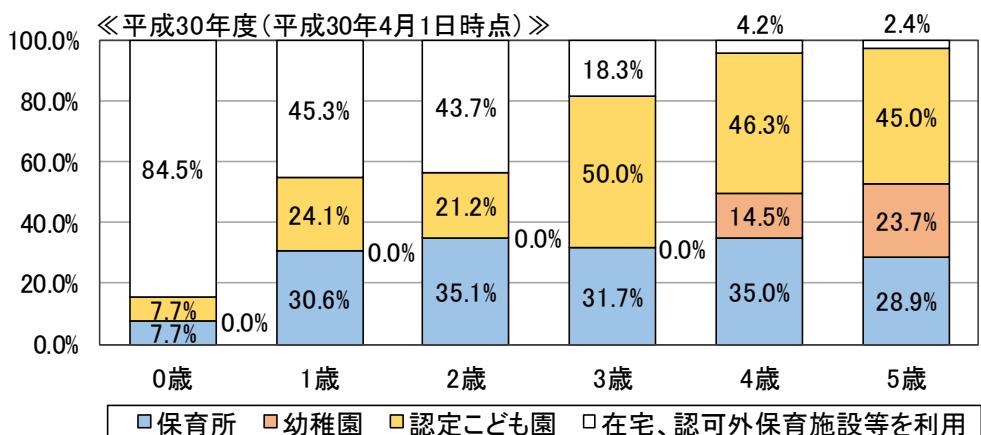
浅口はちまん認定こども園が新設され、六条院幼稚園が六条院こども園に移行し、保育所 5 園、幼稚園 3 園、認定こども園 4 園が運営されています。5 歳児をみると保育所、幼稚園、認定こども園の各施設を利用する割合がどれも 3 割台前半となっています。



年度			平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日時点)									利用率	
年齢			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳		4 歳		5 歳		計	
認定区分			3 号	3 号	3 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号		
保育所	私立	三和保育園	5	27	28	28		27		31		146	46.7%
	私立	敬親保育園	3	14	15	14		23		19		88	
	私立	敬親かもがた保育園	4	14	13	20		18		20		89	
	私立	聖華保育園	3	10	19	11		15		7		65	
	公立	竜南保育園	0	2	8	7		8		4		29	
幼稚園	公立	金光幼稚園					0		25		28	53	15.7%
	公立	鴨方東幼稚園					0		25		42	67	
	公立	鴨方西幼稚園					0		7		13	20	
認定こども園	私立	金光学園こども園	2	14	6	5	21	14	21	7	22	112	37.6%
	私立	浅口はちまん認定こども園	3	14	12	8	7	4	2	0	0	50	
	公立	六条院こども園				6	13	11	21	14	16	81	
	公立	寄島こども園	2	6	12	17	6	18	3	15	13	92	
計			22	101	113	116	47	138	104	117	134	892	
児童数			159	220	205	205		251		260		1,300	
就園率			13.8%	45.9%	55.1%	79.5%		96.4%		96.5%		68.6%	

■平成 30 年度（4月 1 日現在）

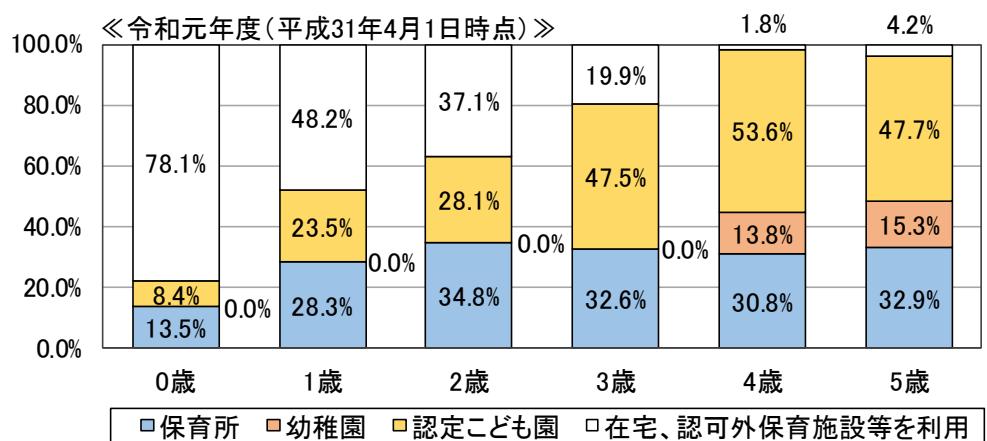
聖華保育園が聖華こども園に移行し、保育所 4 園、幼稚園 3 園、認定こども園 5 園が運営されています。5 歳児をみると認定こども園の利用割合が 45.0% と、保育所及び幼稚園と比べ高くなっています。



年度			平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日時点）									利用率	
年齢			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳		4 歳		5 歳			
認定区分			3 号	3 号	3 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号		
保育所	私立	三和保育園	6	21	30	29		28		26		140	362 41.3%
	私立	敬親保育園	4	14	21	17		18		23		97	
	私立	敬親かもがた保育園	5	13	19	18		21		17		93	
	公立	竜南保育園	1	4	8	5		8		6		32	
幼稚園	公立	金光幼稚園					0		19		27	46	90 10.3%
	公立	鴨方東幼稚園					0		11		25	36	
	公立	鴨方西幼稚園					0		1		7	8	
認定こども園	私立	金光学園こども園	1	8	16	11	13	6	20	15	21	111	424 48.4%
	私立	浅口はちまん認定こども園	4	13	12	12	4	8	9	6	2	70	
	私立	聖華こども園	5	11	12	17	4	9	0	15	0	73	
	公立	六条院こども園				7	21	9	14	15	18	84	
	公立	寄島こども園	6	9	7	11	9	18	6	17	3	86	
計			32	93	125	127	51	125	80	140	103	876	
児童数						178		205		243			
就園率			15.5%	54.7%	56.3%	81.7%		95.8%		97.6%		68.4%	

■令和元年度（4月1日現在）

保育所4園、幼稚園3園、認定こども園5園が運営されています。5歳児をみると認定こども園の利用割合が47.7%、保育所が前年と比べ増加し32.9%、幼稚園が前年と比べ減少し15.3%となっています。



年度			令和元年度（平成31年4月1日時点）									利用率	
年齢			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳		5歳		計		
認定区分			3号	3号	3号	2号	1号	2号	1号	2号	1号		
保育所	私立	三和保育園	12	26	24	29		30		26		147	41.5%
	私立	敬親保育園	3	20	17	19		18		17		94	
	私立	敬親かもがた保育園	6	13	15	22		17		21		94	
	公立	竜南保育園	3	5	6	7		4		7		32	
幼稚園	公立	金光幼稚園					0		16		20	36	7.2%
	公立	鴨方東幼稚園					0		12		12	24	
	公立	鴨方西幼稚園					0		3		1	4	
認定こども園	私立	金光学園こども園	4	12	12	18	16	14	12	9	17	114	51.2%
	私立	浅口はちまん認定こども園	4	11	13	12	7	15	3	10	7	82	
	私立	聖華こども園	5	15	12	11	2	18	3	8	0	74	
	公立	六条院こども園				12	19	8	24	13	15	91	
	公立	寄島こども園	2	15	13	10	5	17	6	19	5	92	
計			39	117	112	140	49	141	79	130	77	884	
児童数			178	226	178	236		224		216		1,258	
就園率			21.9%	51.8%	62.9%	80.1%		98.2%		95.8%		70.3%	

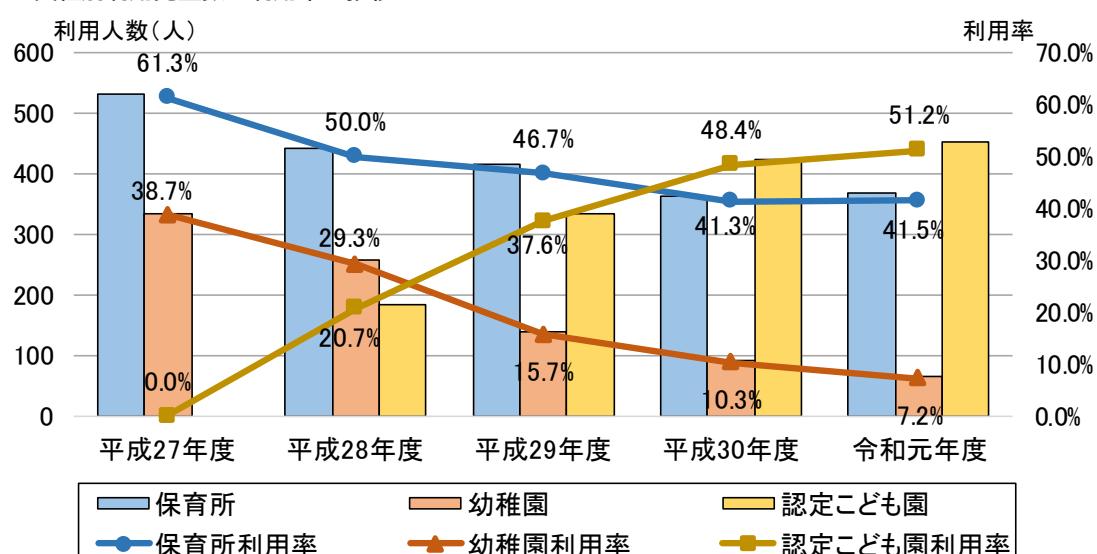
## ②園種別の利用児童の推移

市内の保育所、幼稚園、認定こども園の各施設を利用する割合は、平成27年度では保育所が約6割、幼稚園が約4割でしたが、認定こども園の割合が年々高まり、令和元年度では半数以上を占めています。

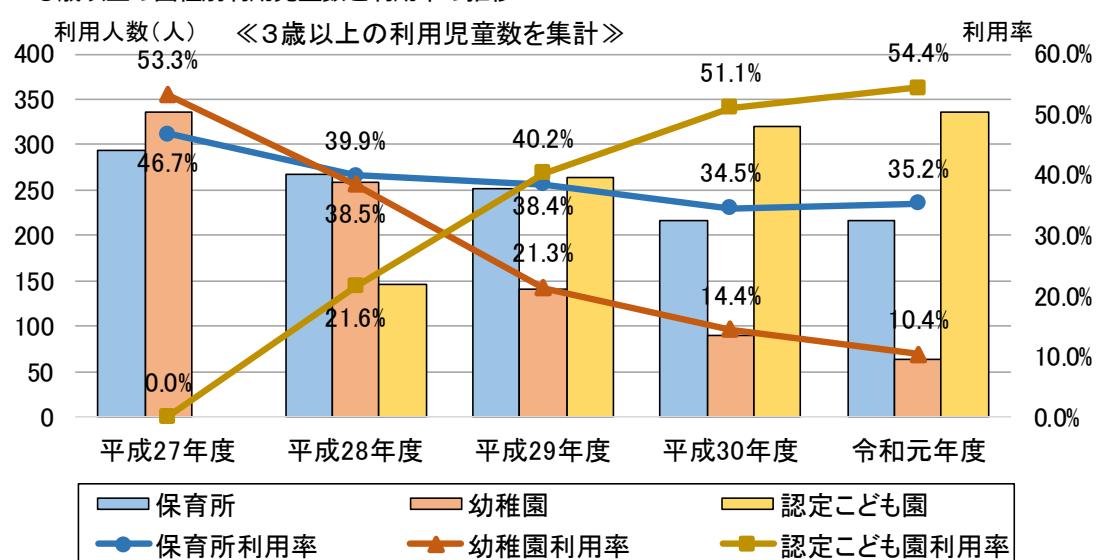
施設利用者全体に占める幼稚園利用率は減少傾向にあり、令和元年度では7.2%です。

市内の幼稚園及び認定こども園（教育利用）は対象年齢が3歳以上であることから、利用者を3歳以上に限定して集計したところ、令和元年度ではこども園の利用率が半数以上、保育所が3割台半ば、幼稚園が約1割です。3歳以上の利用者も、認定こども園の利用率は高まっています。

■園種別利用児童数と利用率の推移



■3歳以上の園種別利用児童数と利用率の推移

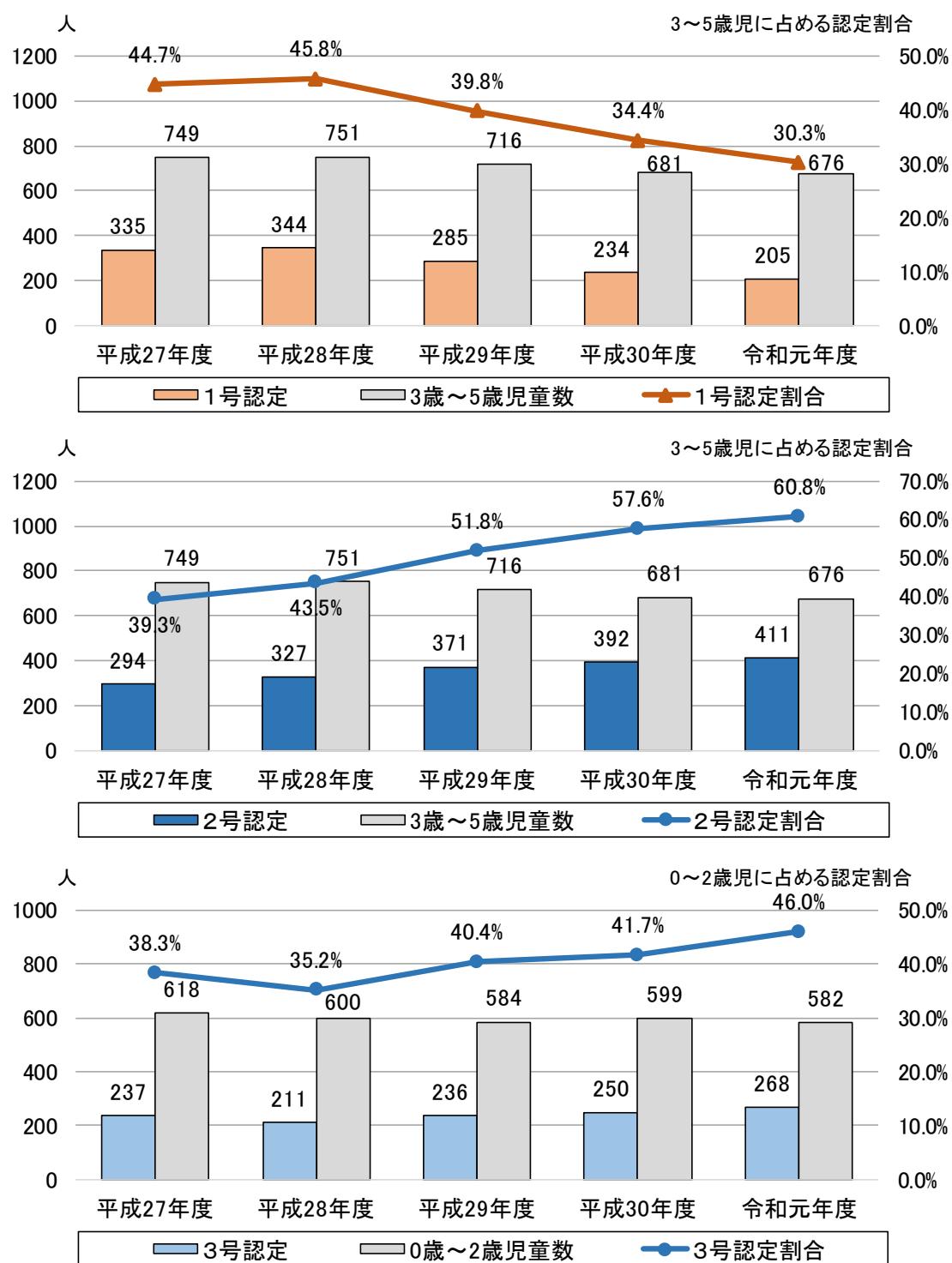


### ③認定区別の児童の推移

市内の幼稚園及び認定こども園（教育利用）を利用する1号認定（3～5歳）は、平成29年度以降に認定数が減少し、令和元年度で205人、3～5歳児童数に占める割合は30.3%です。

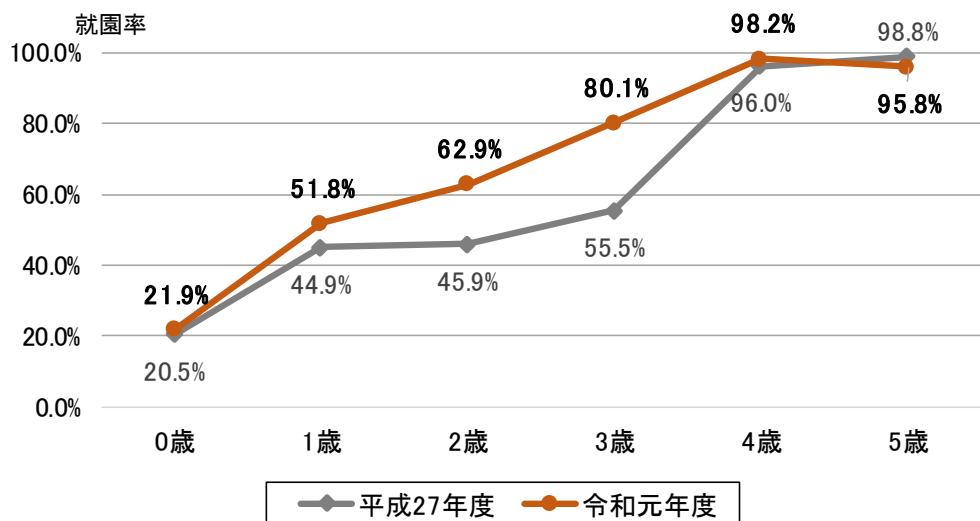
市内の保育所及び認定こども園（保育利用）を利用する2号認定（3～5歳）は、3～5歳児童数は年々減少しているにもかかわらず、認定数が年々増加しています。

市内の保育所及び認定こども園（保育利用）を利用する3号認定（0～2歳）は、平成29年度以降、認定数が増加しており、令和元年度で268人、0～2歳児童数に占める割合は46.0%です。



#### ④就園率の推移

市内の保育所、幼稚園、こども園への年齢別の就園率は、平成 27 年度と令和元年度の 5 年間を比べると、1 歳児が 6.9%、2 歳児が 17.0%、3 歳児が 24.6%、それぞれ就園率が増加しており、就園年齢が低年齢化していることが分かります。



## 第2節 人口の将来推計

### (1) 年齢3区分別人口の推計

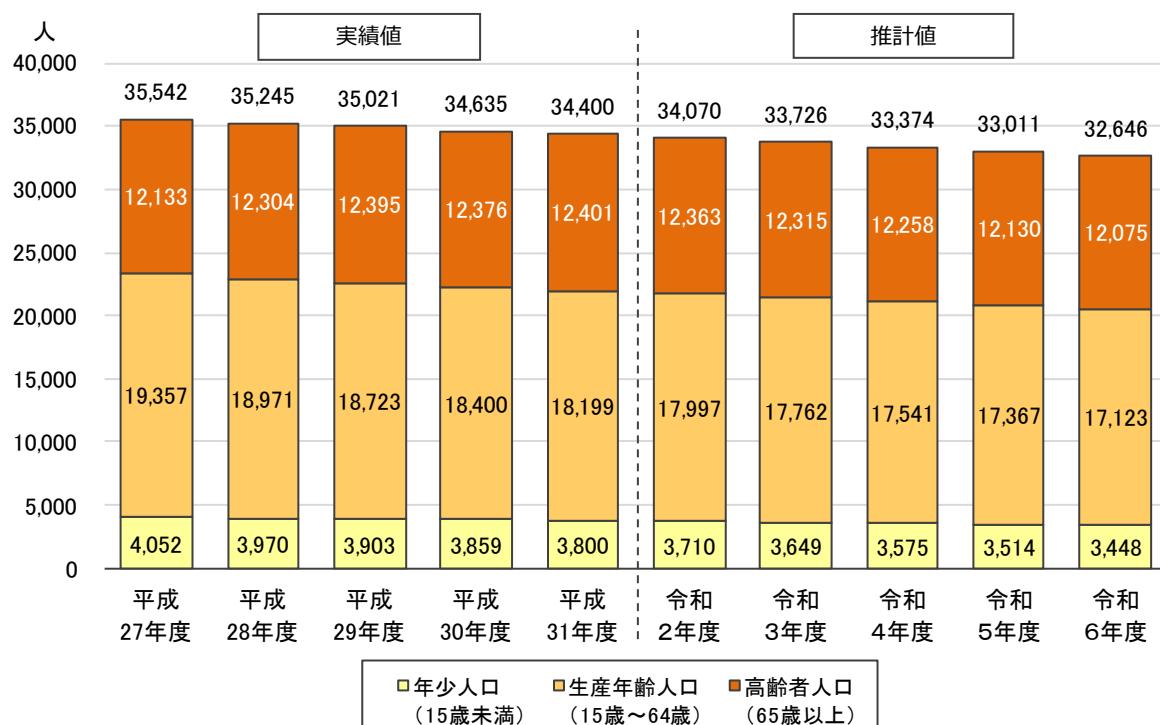
平成27年から平成31年の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法※を用いた人口推計における見込みでは、総人口は減少傾向となっており、令和6年には33,000人を下回ることが予想されます。子ども（0歳～11歳）の人口も総人口と同様に減少傾向が予想されます。

#### ① 全市

■浅口市の年齢3区分別人口の推移及び将来推計

単位：人

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
総人口	35,542	35,245	35,021	34,635	34,400	34,070	33,726	33,374	33,011	32,646
年少人口（15歳未満）	4,052	3,970	3,903	3,859	3,800	3,710	3,649	3,575	3,514	3,448
生産年齢人口（15歳～64歳）	19,357	18,971	18,723	18,400	18,199	17,997	17,762	17,541	17,367	17,123
高齢者人口（65歳以上）	12,133	12,304	12,395	12,376	12,401	12,363	12,315	12,258	12,130	12,075



#### ※コーホート変化率法とは

「コーホート」とは、ある年（期間）に生まれた人々の集団のことを指します。「コーホート法」とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法です。例えば、平成27年4月2日～28年4月1日生まれのコーホートは、令和3年4月1日時点で満6歳となり、令和3年度の小学1年生となる人々の集団となります。

「コーホート変化率法」とは、各コーホートにおける一定期間の人口の「変化率」を過去の実績人口の動勢から求め、それに基づき将来人口を推計する方法となります。

出生については、過去の実績から20～44歳の女性人口に対する0歳児人口比（女性子供比）を算出し、各推計年度における20～44歳の女性人口と女性子供比を乗じて出生児数を推計しています。

## ② 金光地域

■金光地域の年齢3区分別人口の推移及び将来推計

単位：人

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
総人口	11,840	11,731	11,750	11,730	11,755	11,693	11,628	11,568	11,506	11,448
年少人口（15歳未満）	1,445	1,415	1,424	1,430	1,434	1,418	1,415	1,407	1,413	1,406
生産年齢人口（15歳～64歳）	6,398	6,277	6,259	6,248	6,268	6,247	6,221	6,210	6,191	6,163
高齢者人口（65歳以上）	3,997	4,039	4,067	4,052	4,053	4,028	3,991	3,951	3,902	3,880

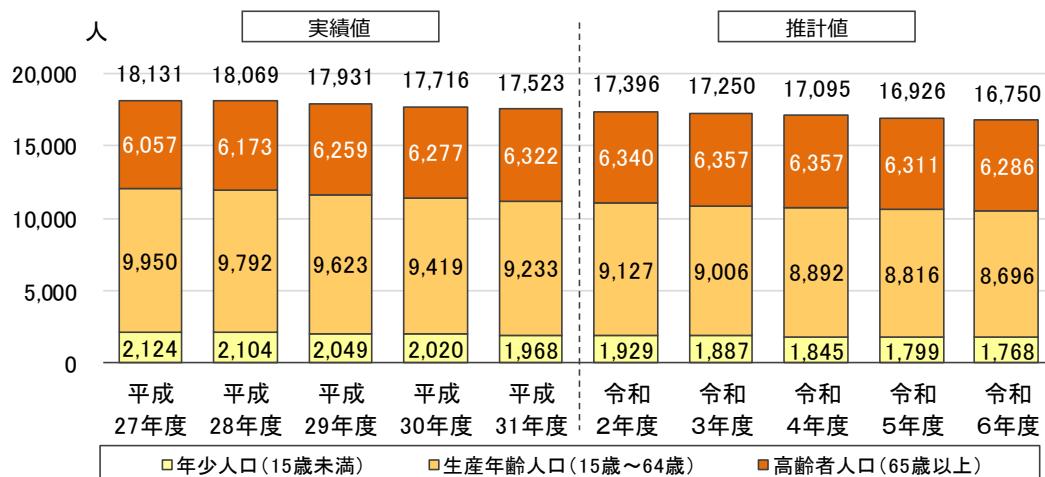


## ③ 鴨方地域

■鴨方地域の年齢3区分別人口の推移及び将来推計

単位：人

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
総人口	18,131	18,069	17,931	17,716	17,523	17,396	17,250	17,095	16,926	16,750
年少人口（15歳未満）	2,124	2,104	2,049	2,020	1,968	1,929	1,887	1,845	1,799	1,768
生産年齢人口（15歳～64歳）	9,950	9,792	9,623	9,419	9,233	9,127	9,006	8,892	8,816	8,696
高齢者人口（65歳以上）	6,057	6,173	6,259	6,277	6,322	6,340	6,357	6,357	6,311	6,286



#### ④ 寄島地域

■寄島地域の年齢3区分別人口の推移及び将来推計

単位：人

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
総人口	5,571	5,445	5,340	5,189	5,122	4,995	4,877	4,756	4,640	4,532
年少人口（15歳未満）	483	451	430	409	398	369	355	340	325	304
生産年齢人口（15歳～64歳）	3,009	2,902	2,841	2,733	2,698	2,629	2,552	2,462	2,389	2,308
高齢者人口（65歳以上）	2,079	2,092	2,069	2,047	2,026	1,997	1,970	1,955	1,926	1,920



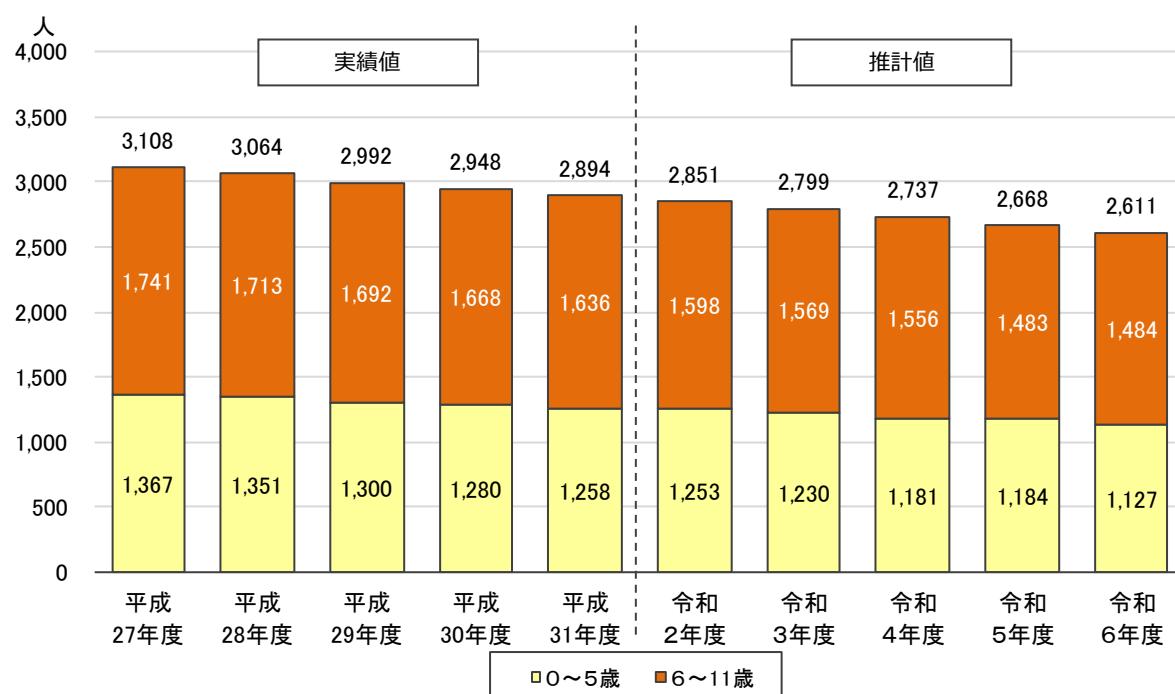
## (2) 児童数の推計

### ① 全市

■浅口市の年齢2区別児童数の推移及び将来推計

単位：人

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
児童計	3,108	3,064	2,992	2,948	2,894	2,851	2,799	2,737	2,668	2,611
0～5歳	1,367	1,351	1,300	1,280	1,258	1,253	1,230	1,181	1,184	1,127
6～11歳	1,741	1,713	1,692	1,668	1,636	1,598	1,569	1,556	1,483	1,484

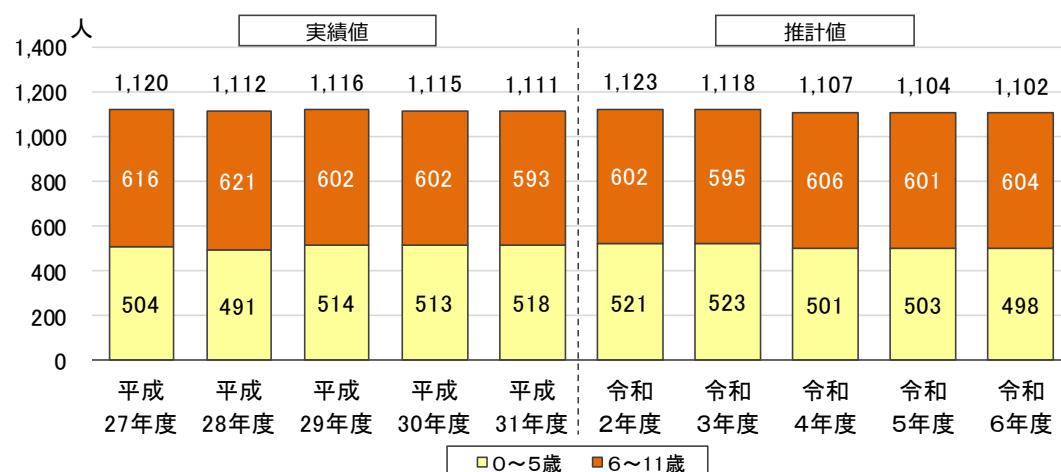


### ② 金光地域

■金光地域の年齢2区別児童数の推移及び将来推計

単位：人

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
児童計	1,120	1,112	1,116	1,115	1,111	1,123	1,118	1,107	1,104	1,102
0～5歳	504	491	514	513	518	521	523	501	503	498
6～11歳	616	621	602	602	593	602	595	606	601	604

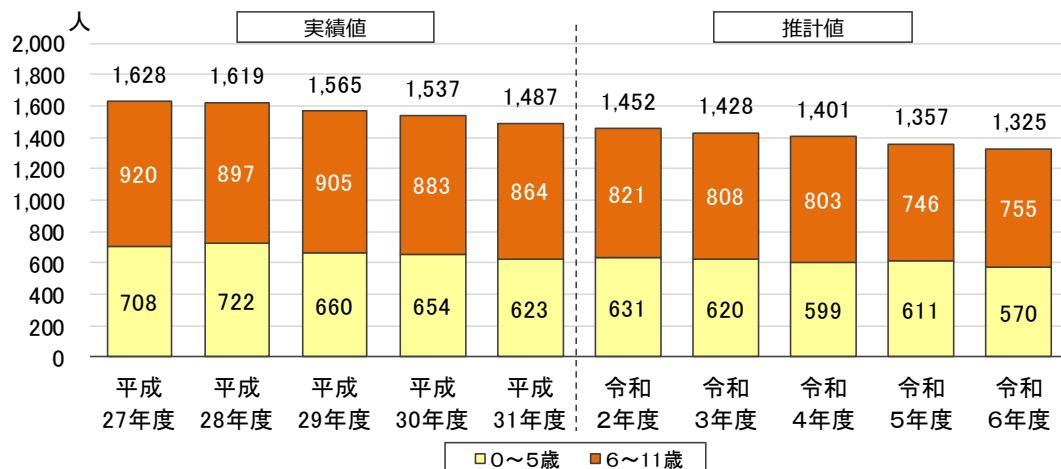


### ③ 鴨方地域

■鴨方地域の年齢2区分別児童数の推移及び将来推計

単位：人

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
児童計	1,628	1,619	1,565	1,537	1,487	1,452	1,428	1,401	1,357	1,325
0～5歳	708	722	660	654	623	631	620	599	611	570
6～11歳	920	897	905	883	864	821	808	803	746	755

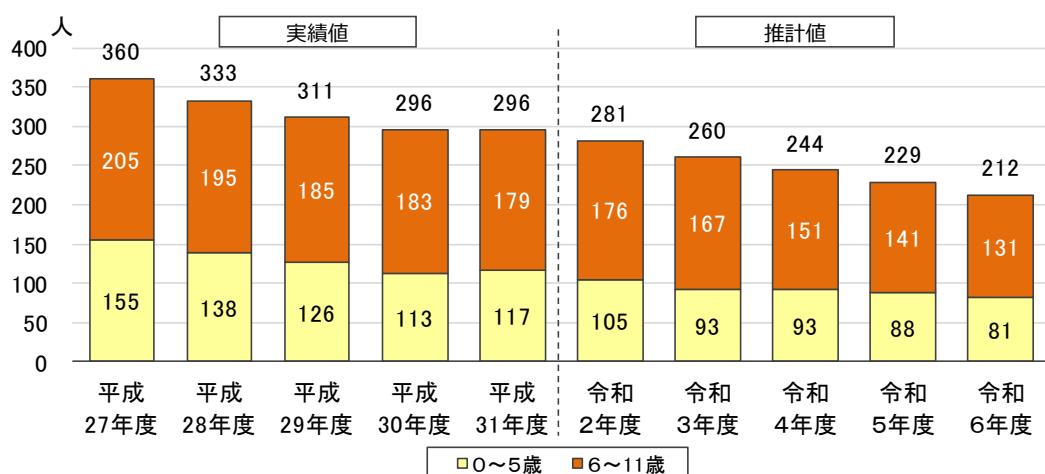


### ④ 寄島地域

■寄島地域の年齢2区分別児童数の推移及び将来推計

単位：人

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
児童計	360	333	311	296	296	281	260	244	229	212
0～5歳	155	138	126	113	117	105	93	93	88	81
6～11歳	205	195	185	183	179	176	167	151	141	131



## 第3節 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

1期計画で設定した7つの基本目標ごとに、主な取組内容と成果、課題を整理します。

### 基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実

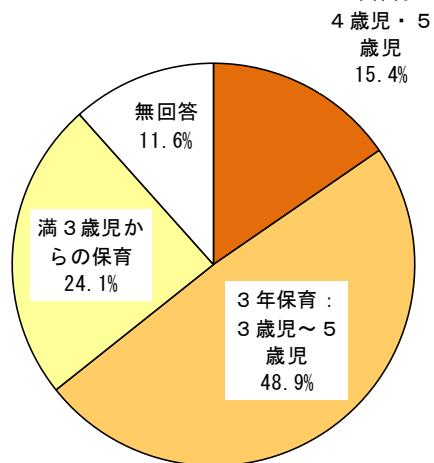
#### 《主な取組内容と課題》

待機児童数は平成28年度以降0人で推移。認定こども園への移行・新設など受け皿の整備が進められた。幼稚園を含めたさらなる提供体制の整備や、質の確保に向けた取組みが求められる。

- 幼稚園や保育所、認定こども園における、いわゆる待機児童数は本市では平成28年度以降0人で推移しています。平成28年4月以降、5つの認定こども園が、幼稚園や保育所からの移行または新設により設置・運営されたことで、受け入れ体制の整備が進められました。一方で、核家族化や共働き世帯の増加等の社会状況の変化や「幼児教育・保育の無償化」に伴い、保育ニーズは依然として高まっており、さらなる提供体制の確保も課題となっています。また、アンケート結果では、幼稚園の3年保育を希望する割合が高いことから、地域ごとの幼児教育・保育の提供体制を踏まえ、必要な整備を進めていくことが求められます。
- 本市においては、幼児期の教育・保育事業を、4つの私立・公立保育所、5つの私立・公立認定こども園、3つの公立幼稚園で提供しています（令和元年9月現在）。アンケート結果による満足度では、「教育・保育環境」として9割以上が満足していると回答するなど、質の高い環境が確保されています。一方で、幼稚園教諭や保育士等の人材確保や職員の待遇・配置に関する改善、教育・保育内容のさらなる質の向上、特色ある教育環境の実現など、安定的な運営や教育・保育環境の充実に向けた取組みの強化が課題となっています。

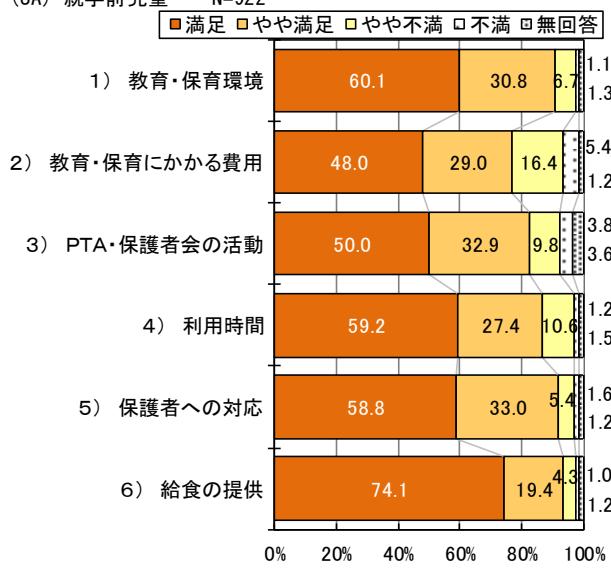
(図1-1) 幼稚園の2年保育・3年保育へのニーズ

就学前児童 (SA) N=448



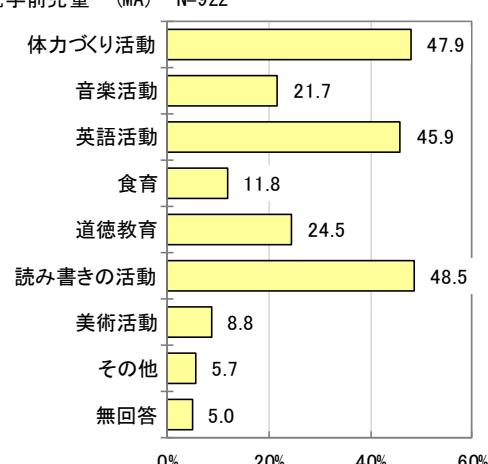
(図1-2) 利用する幼稚園、保育所(園)、こども園などの満足度

(SA) 就学前児童 N=922



(図1-3) 取り組みを強化してほしい活動

就学前児童 (MA) N=922



## 基本目標2 地域における子育ての支援

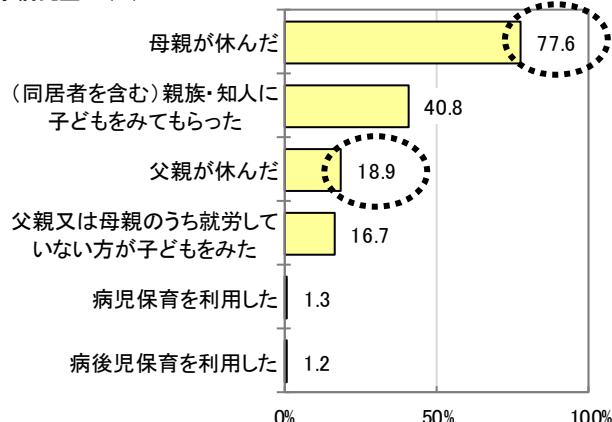
### 《主な取組内容と課題》

放課後児童クラブなど支援サービスの充実が進むが、引き続き提供体制の強化や実施内容の充実が求められる。利用者支援事業をはじめ、子育て支援に係る情報発信・相談支援も強化が必要。

- 多様な子育て支援サービスの充実に向けて、地域子育て支援拠点の開設や、市内幼児教育・保育施設での一時預かり事業の実施、延長保育事業やファミリー・サポート・センター事業の利用促進等に取り組んでいます。また、アンケート結果からも利用ニーズの高い病児保育事業は、協定を締結した県内市町で病児保育を実施する施設の利用が可能となったほか、放課後児童クラブでは受け入れ対象学年の引き上げや施設の増改築による提供体制の整備を進めています。今後は、これらの子育て支援サービスの充実や利便性向上に引き続き取り組むほか、放課後の子育て支援に関するニーズの高まりに対応し、放課後児童クラブの受け入れ定員の確保や、放課後子ども教室と一体的な実施による内容の充実に取り組むことが求められます。

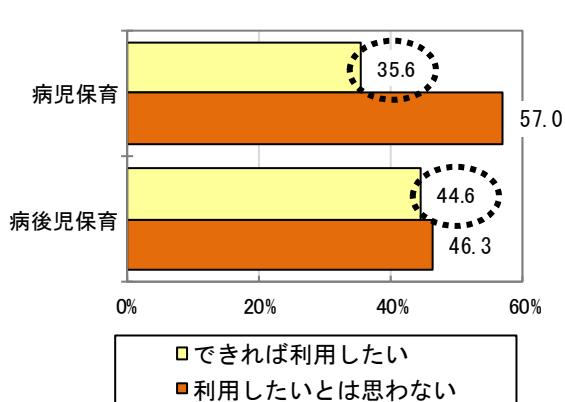
(図2-1) 子どもが病気等で教育・保育事業が利用できないときの対処方法

就学前児童 (MA) N=688



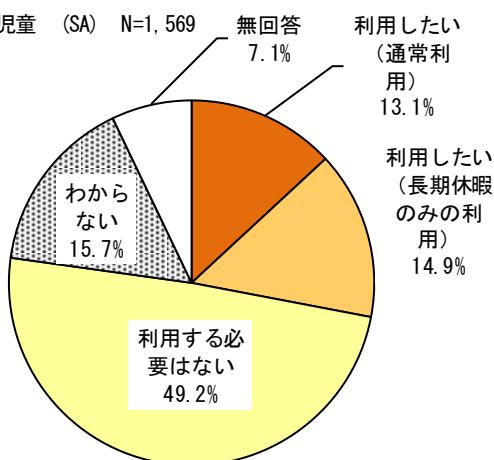
(図2-2) 病児・病後児保育の利用希望

就学前児童 (MA) N=540



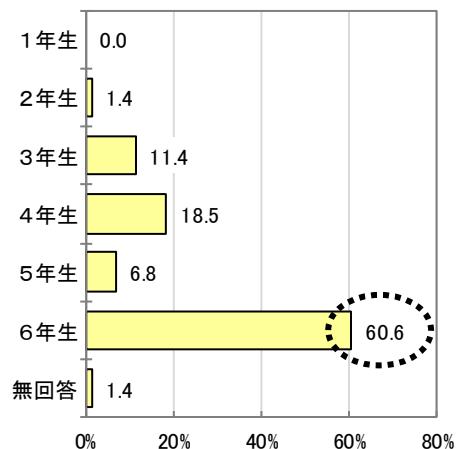
(図2-3) 放課後児童クラブの利用希望

小学生児童 (SA) N=1,569



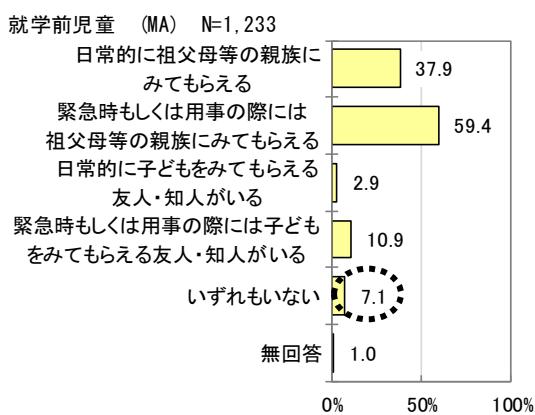
(図2-4) 放課後児童クラブを何年生まで利用したいか

小学生児童 (数量) N=439

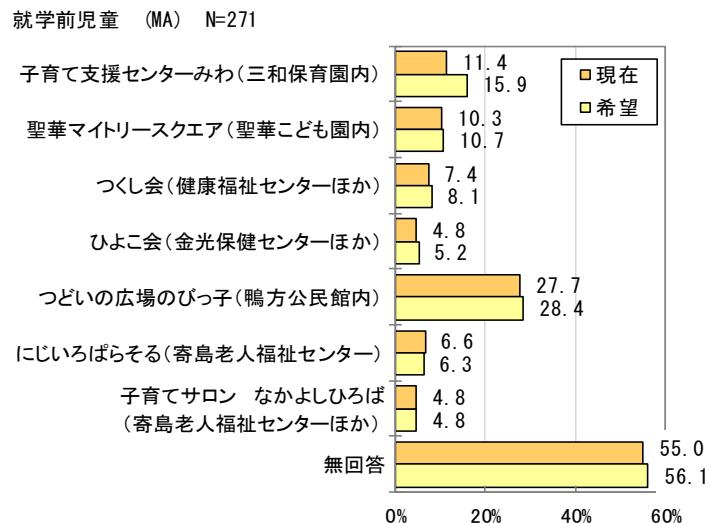


- 子育て支援サービスや子育て支援に係る行事等の情報を発信するため、あさくち子育て応援メールマガジン、あさくち子育て応援サイト、あさくち子育てガイドブック等を活用し、子育て支援情報を発信しています。平成28年4月より子育てコンシェルジュを配置するとともに、窓口等で子育て支援に関する情報提供や相談業務を行う「利用者支援事業」を開始しました。また、親子が集まって過ごしたり、相談をしたりする子育て支援施設も各地域で実施しています。アンケート結果では、お子さんをみてもらえる親族・知人が「いずれもいない」割合が一定数あるなど、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加等を背景に、子育て家庭の孤立化の状況もうかがえます。支援を求める子育て家庭に必要な情報・サービスが届くよう、引き続き情報発信や相談対応の充実、子育て支援施設の利用促進が求められます。
- 子育て中の保護者が交流し情報交換等を行うことができる子育てサークルは、現在の参加者が1割台となっていますが、「機会があれば参加してみたい」割合が4割強となっています。活動や講座等の充実と周知を図ることで、参加のきっかけをつくることが大切です。

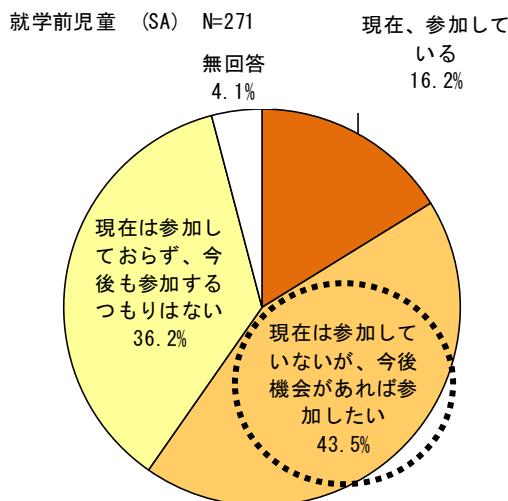
(図2-5) お子さんをみてもらえる親族・知人の有無



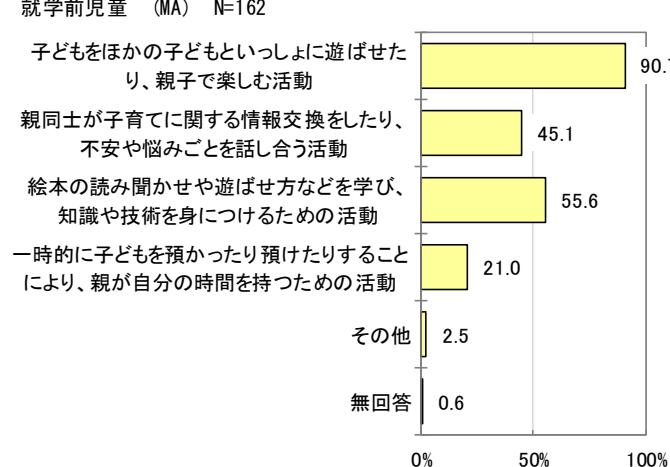
(図2-6) 子育て支援施設の現在の利用状況と希望  
※未就園児の回答のみを集計



(図2-7) 子育てサークルへの参加状況と希望  
※未就園児の回答のみを集計



(図2-8) 子育てサークルで今後実施したい自主活動、参加したい活動・講座  
※未就園児の回答のみを集計



## 基本目標3 妊産婦・子どもに関する切れ目のない保健対策の充実

### 《主な取組内容と課題》

妊婦健診の受診勧奨や「赤ちゃん訪問」等を通じて、妊娠期からの保健対策に取り組んでいる。子どもの発達に関する相談対応や支援、食育の推進に引き続き取り組む必要がある。

- 早期妊娠届出の推進や妊婦健診の受診勧奨、全ての乳児家庭を訪問する「赤ちゃん訪問」による子育て家庭の不安や悩みに対する相談支援等を実施し、安心・安全な妊娠・出産への支援を行っています。また、乳幼児健診の受診勧奨や予防接種の実施等により子どもの保健対策にも取り組んでいます。近年、子どもの発達に関する相談が増えていることから、相談員の資質向上や療育に関する提供体制の整備に、関係機関と連携を図りながら引き続き取り組むことが求められます。
- 食育については、各種教室や健診の機会を活用し、保護者に対する啓発や指導を行っているほか、小学生を対象とした料理教室を開催し、地域の食文化への理解や栄養バランスのとれた食生活の習慣づくりを進めています。食は子どもの心身の健全な発達の基盤となることから、今後も、乳幼児期や学校での食育を推進するため、幼児教育・保育施設や学校、関係機関、栄養教諭等と連携し、情報提供や啓発活動に取り組むことが求められます。



## 基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

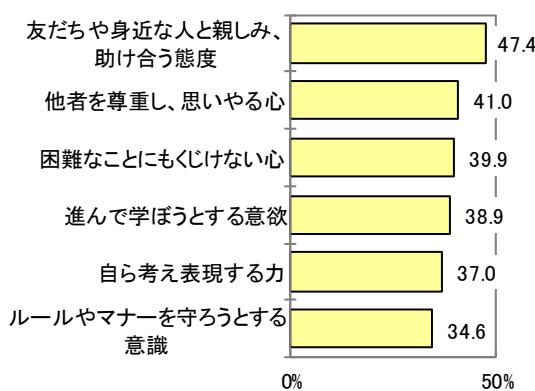
### 《主な取組内容と課題》

学校でのきめ細かな学習支援や不登校対策、地域ボランティアの協力による学校運営や放課後子ども教室の充実に取り組む。地域との協働による学びの場づくりが引き続き求められる。

- 学校の教育環境整備として、学力向上支援員や外部指導者などを活用し、きめ細かな学習支援や相談の充実に取り組んでいるほか、不登校または不登校になりかけている生徒に対し、スクールサポートや登校支援員を配置し相談対応や支援を行っています。学校運営に関し、地域の知見や協力を得ることも重要であることから、コミュニティ・スクールを引き続き推進していくほか、特色ある浅口市らしい教育、一貫性ある教育の実現に向け、小中一貫教育の推進にも、引き続き取り組んでいく必要があります。
- 家庭や地域における教育力の向上として、放課後子ども教室は、地域のボランティアの協力のもと、全ての小学校で実施を開始したほか、学校支援や環境整備などの学校運営においても地域ボランティアの活用が進んでいます。アンケート結果からは、子どもに身につけてほしいこととして「友だちや身近な人と親しみ、助け合う態度」や「他者を尊重し、思いやる心」が高い割合となっているほか、地域での遊びについては外遊びのほか「地域の支援者による遊び」も4割程度と高く、社会性を身につけたり他者とのコミュニケーションや地域の大人との交流に対するニーズもみられます。引き続き、地域との協働により、学校運営や子どもに対する学びの提供に取り組んでいくことが求められます。

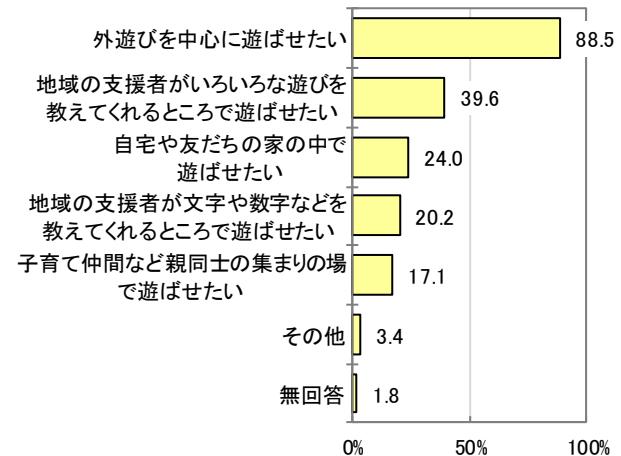
(図3-1) 小学校卒業までに身につけてほしいこと・育つてほしいこと

小学生児童 (MA) N=1,569



(図3-2) 地域の中でどのような場所で遊ばせたいか

小学生児童 (MA) N=1,569



## **基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備**

### **《主な取組内容と課題》**

「赤ちゃんの駅」の普及や交通安全教室、防犯パトロールを地域ぐるみで実施。公園の活用や「天文のまち」としての資源を活かした取組みの充実が引き続き求められる。

- 安心して生活ができる環境整備として、おむつの交換などが可能な施設を登録する「赤ちゃんの駅」の普及が進んでいるほか、幼稚園や学校と連携した交通安全教室の実施、学校関係者や防犯ボランティア等との連携による防犯パトロールの実施など、取組みを進めています。公園は、親子の身近な遊び場・居場所として整備・活用を求める声が多く、安心・安全に遊ぶことができるよう維持・管理に取り組むとともに、利用しやすい公園づくりや公園の活用も求められます。
- 子どもの健全育成として、青少年育成センターが補導や街頭指導、有害図書等の回収、広報啓発等を実施しているほか、スポーツを通じた心身の健全育成を行う組織として、スポーツ少年団の育成に取り組んでいます。また、宇宙や天文のことを楽しく学ぶ「こども天文クラブ」や親子で楽しめるイベントの開催など、浅口市の持つ「天文のまち」としての資源・イメージを活用した教育プログラムや親子の交流の機会創出にも取り組んでおり、浅口市らしい特長的な取組みとして引き続き推進が求められます。

## 基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進等

### 《主な取組内容と課題》

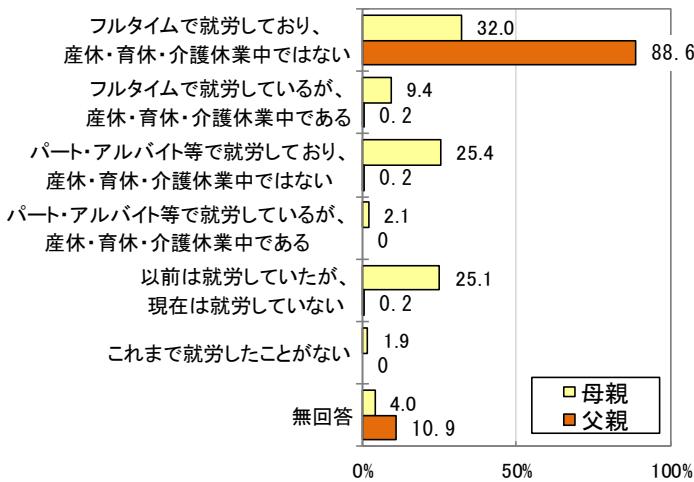
将来的な就労希望や勤務先を踏まえた幼児教育・保育施設の整備検討が必要。

両立支援として、市内事業者を対象にワークライフバランスの啓発を推進。今後も、職場の理解や男性の育児参加促進に引き続き取り組む必要があります。

- アンケート結果では、現在就労していない母親のうち、1年以内の就労希望者が約3割、1年より先の希望者が4割強となっています。就労を希望する母親への支援として、教育・保育の受け皿確保や多様な働き方が可能となる体制づくりに取り組んでいく必要があります。
- 現在の勤務先は、居住地によって違いますがみられます。金光地域では、倉敷市での勤務割合が35.8%と高く、鴨方地域では倉敷市や鴨方地域内、笠岡市の割合が高くなっています。寄島地域では寄島地域内が最も高く、倉敷市や里庄町の割合も高くなっています。勤務先の状況も踏まえた幼児教育・保育施設の整備を検討する必要があります。

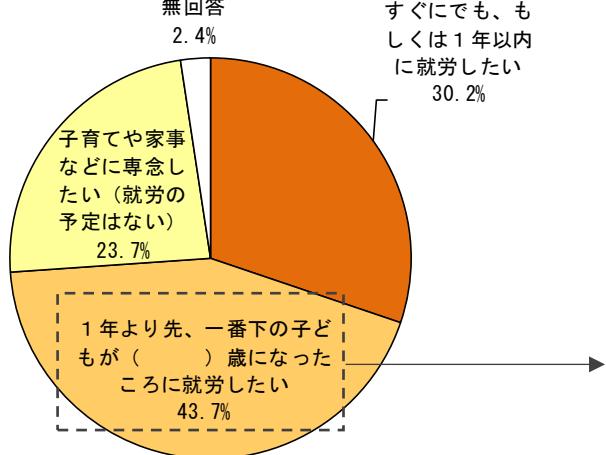
(図4-1) 両親の就労状況

就学前児童 (MA) N=1,233



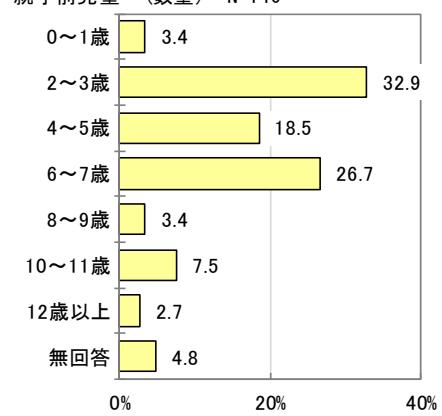
(図4-2) 現在就労していない母親の就労希望と希望時期

就学前児童 (SA) N=334

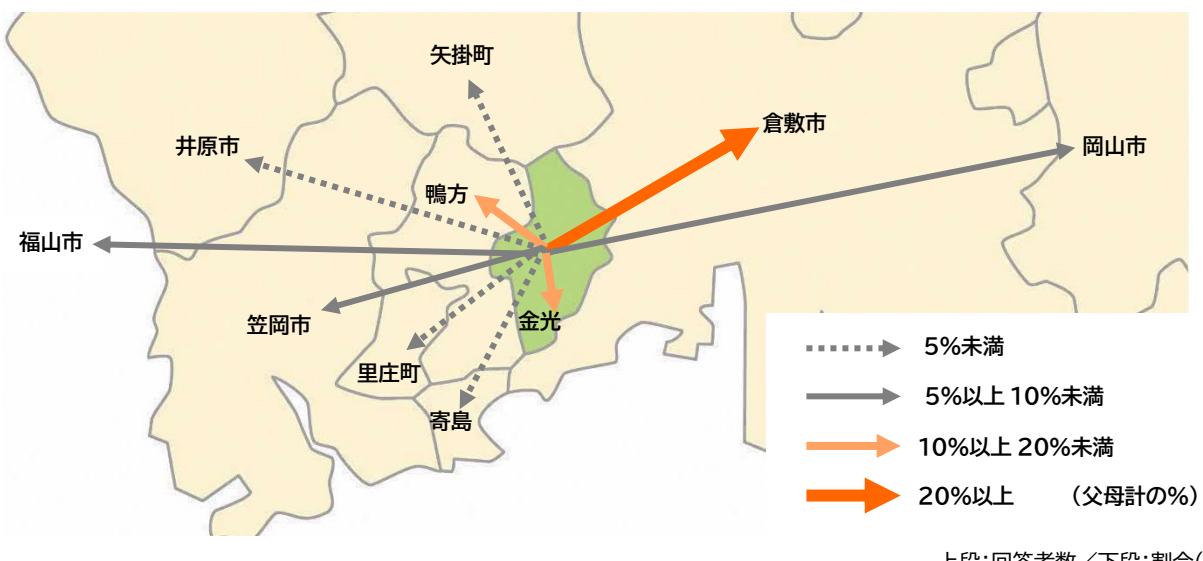


■ 1年より先、一番下の子どもが何歳になったころに就労したいか

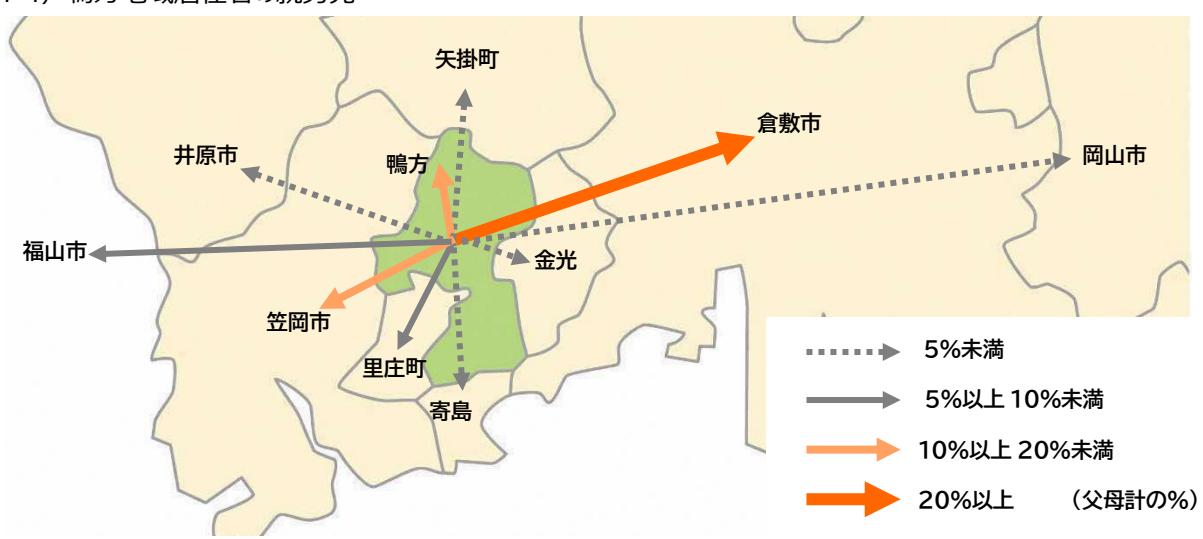
就学前児童 (数量) N=146



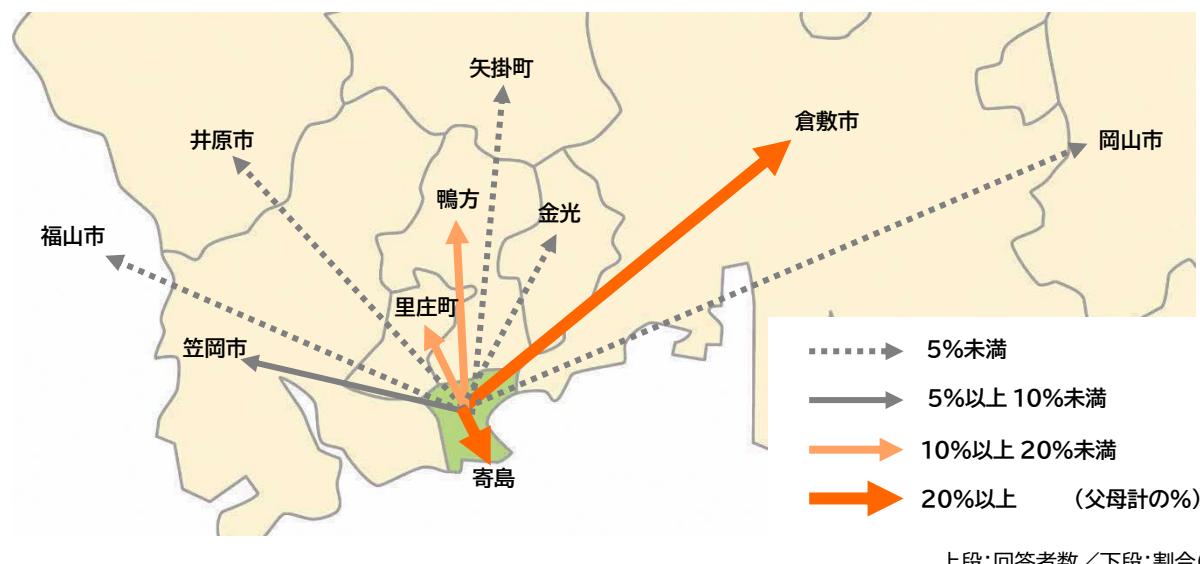
(図4-3) 金光地域居住者の就労先



(図4-4) 鴨方地域居住者の就労先



(図 4-5) 寄島地域居住者の就労先

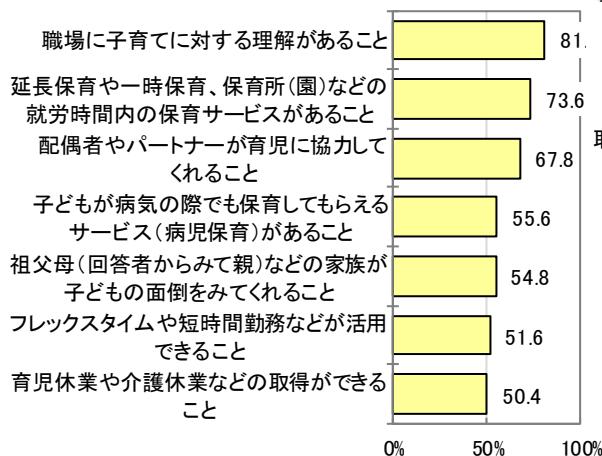


	合計	金光	鴨方	寄島	倉敷市	笠岡市	岡山市	井原市	里庄町	矢掛町	福山市	その他(県内)	その他(県外)	無回答
母親	92	5	14	32	10	8	2	3	9	-	1	2	-	6
	100.0	5.4	15.2	34.8	10.9	8.7	2.2	3.3	9.8	-	1.1	2.2	-	6.5
父親	94	-	6	14	35	6	5	1	14	3	3	3	-	4
	100.0	-	6.4	14.9	37.2	6.4	5.3	1.1	14.9	3.2	3.2	3.2	-	4.3
計	186	5	20	46	45	14	7	4	23	3	4	5	-	10
	100.0	2.7	10.8	24.7	24.2	7.5	3.8	2.2	12.4	1.6	2.2	2.7	-	5.4

- 仕事と子育ての両立支援として、市内事業者を対象にしたワークライフバランスの啓発や「次世代認定マーク くるみん」の周知・普及に取り組んでいます。アンケート結果では、仕事と子育ての両立に必要な支援として「職場の理解」や「保育サービス」、「配偶者等の協力」が割合として高く、育児休業の取得も男性は進んでいないことがうかがえます。子育て支援サービスの充実に引き続き取り組むとともに、企業に対する啓発や男性の育児参加の促進が求められます。

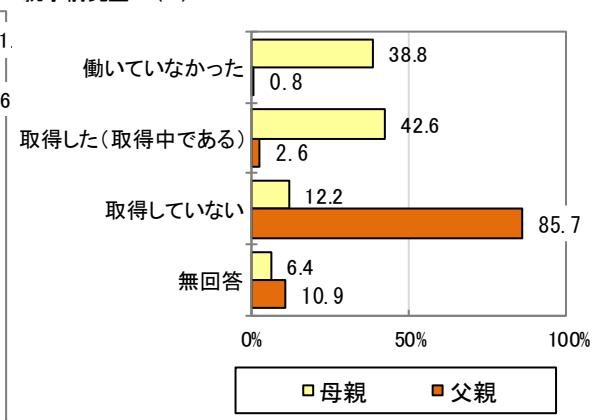
(図 4-6) 仕事と子育てを両立するために必要な支援

就学前児童 (MA) N=1,233



(図 4-7) 育児休業の取得状況

就学前児童 (MA) N=540



## 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

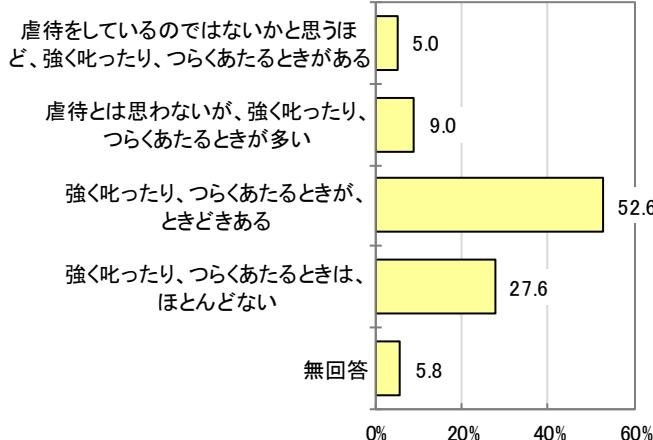
### 《主な取組内容と課題》

児童虐待の防止に向け、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関の連携が進んでいる。  
貧困対策や障がい児施策の充実にも取り組む必要がある。

- 児童虐待の防止対策について、全国的にも児童虐待に関する相談件数が増加しており、アンケート結果でも、子どもに強く叱ったり、つらくあたる経験をする保護者が一定数みられます。本市においても相談対応や要保護児童の早期発見、要保護児童対策地域協議会での情報共有や援助方針の検討、関係機関の連携による対応の強化を進めており、引き続き体制整備が求められます。
- ひとり親家庭等への自立支援として、母子父子自立支援員の配置による相談対応や支援に取り組んでいます。また、子どもの貧困対策について、国は「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づき施策を推進しており、本市としても貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備や教育の機会均等に取り組む必要があります。
- 障がい児施策として、乳幼児健診や各種教室の開催による障がいの早期発見に努めているほか、発達支援コーディネーターの配置、療育環境の整備が進められています。また、幼稚園教諭や保育士、教員の資質向上や専門性の向上を図るなど、障がい児保育・教育や特別支援教育の充実を進めています。

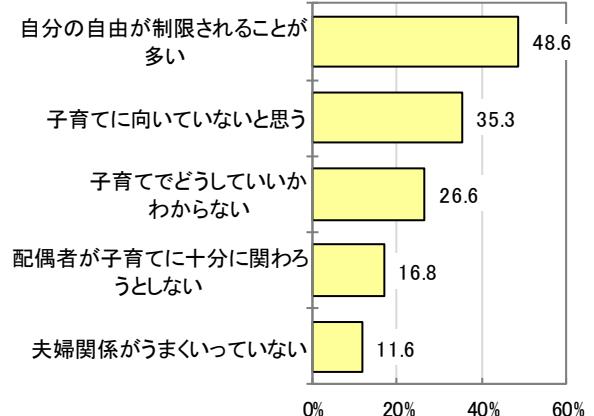
(図5-1) 子どもに強く叱つたり、つらくあたることがあるか

就学前児童 (MA) N=432



(図5-2) 強く叱つたり、つらくあたってしまう理由

就学前児童 (MA) N=173

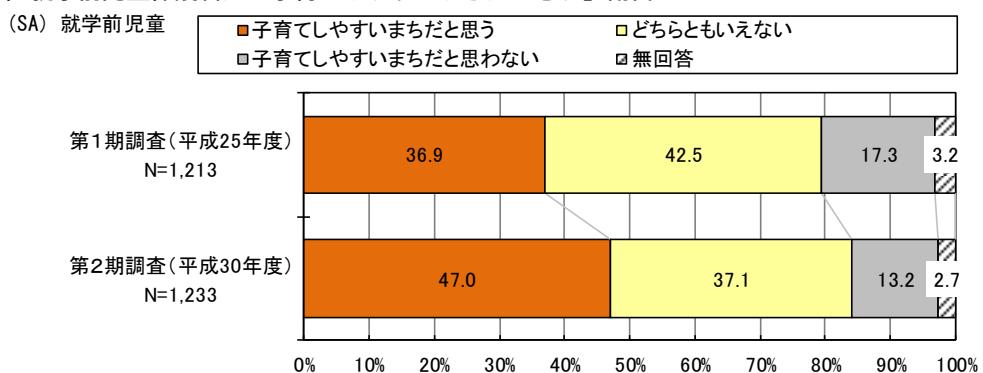


## 第4節 子育て環境に対する総合的な評価

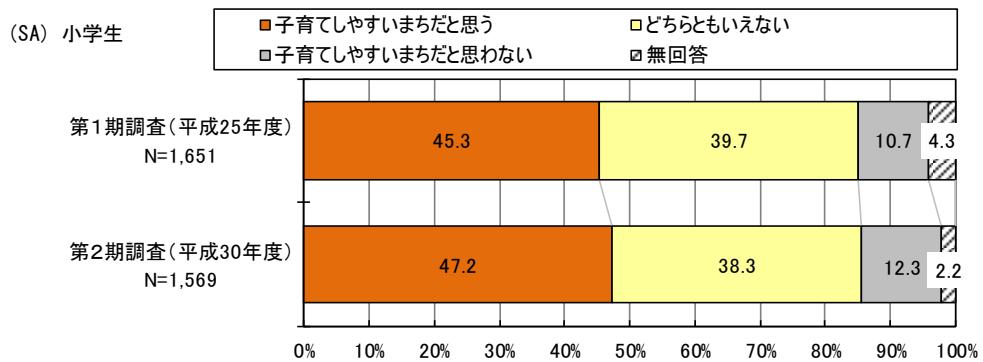
「子育てしやすいまちだと思う」回答割合は、就学前児童保護者で47.0%と5年前と比べ約10%増加。小学生保護者はほぼ横ばいであり、引き続き環境整備が求められる。

- アンケート調査による「浅口市は子育てしやすいまちだと思うか」との間に對し、就学前児童の保護者では47.0%と約半数が「思う」と回答しています。5年前の調査と比べて、約10%増加しており、本市の子育て環境への総合的な評価が向上していることがうかがえます。
- 小学生の保護者は、47.2%とこちらも約半数が「思う」と回答しています。

(図6-1) 就学前児童保護者が「子育てしやすいまちだと思う」割合



(図6-2) 小学生保護者が「子育てしやすいまちだと思う」割合



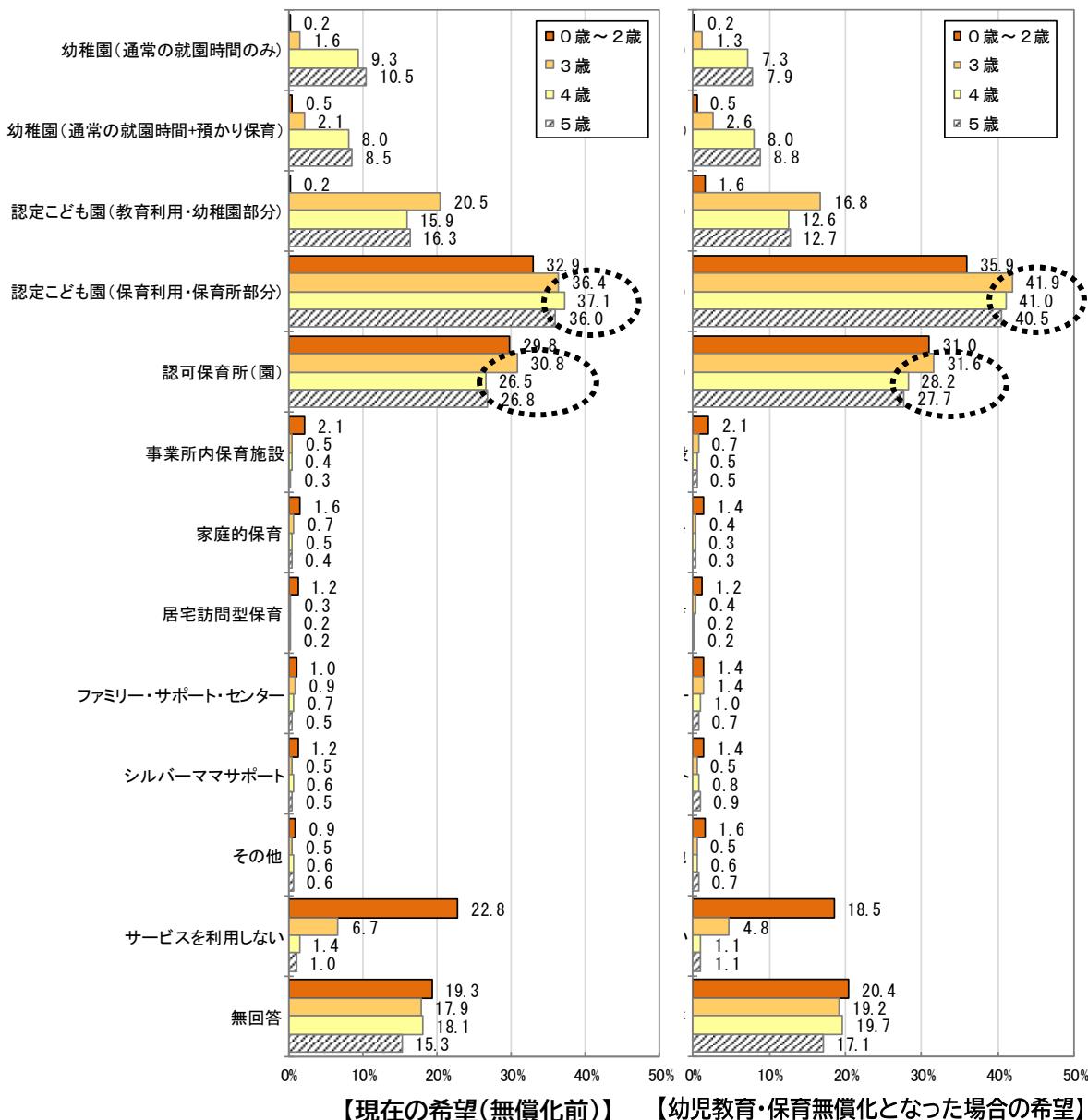
## 第5節 幼児教育・保育の無償化

子ども・子育て支援法が一部改正となり、令和元年10月1日より、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもと、市民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化されました。また、本市の独自施策である、国の制度を超えた第3子以降保育料無償化についても、引き続き実施しています。

幼児教育・保育の無償化となった場合の幼児期の教育・保育の利用ニーズを調査したところ、無償化により「保育所利用」ニーズがやや増加することがうかがえる結果となりました。保育を必要とする子育て家庭が安心して利用できるよう、引き続き預かり先の確保が求められます。

(図) 幼児期の教育・保育ニーズの無償化による変化

就学前児童（MA） 0歳～2歳：N=574 3歳：N=766 4歳：N=968 5歳：N=1,233



# 第3章 計画の基本構想

## 第1節 基本理念と計画の通称名等

### (1) 基本理念

子どもたちの誕生や成長が社会全体から祝福され、すべての子どもが生まれてきたことへの喜びを全身で感じるとともに、自ら考え、判断し、行動する力、健やかで思いやりのある心を持ち、親たちが地域社会と連携、協力をしながら安心して子どもを産み育てられる社会を実現するため、「希望ある未来へ 子どもとともに育つまち」を基本理念とし、その実現に向け計画を推進していきます。

#### ■基本理念

## 希望ある未来へ 子どもとともに育つまち

### (2) 計画の通称名

親しみのもてる計画とするため、通称名を設定します。「天文のまち」という本市の特長・個性を活かし、かつ「子どもが主役の計画」という意味を込めて、“子ども Star”という言葉を採用し、柔らかいフォントと星を取り入れたデザインとします。

#### ■通称名

あさくち  
子どもStarプラン

### (3) PR のためのキャッチフレーズ・ロゴ

本市の子育て環境を、市内外に広く PR するためにキャッチフレーズを設定します。

キャッチフレーズには、本市の子育て環境を「子育てキラ星」と表現しています。また、「発見」には、“市内外の人に、本市の子育ての魅力を届けたい”との思いを込めています。

キャッチフレーズを使用したロゴも作成し、パンフレットや名刺などの各種媒体に掲載し、魅力 PR に活用します。

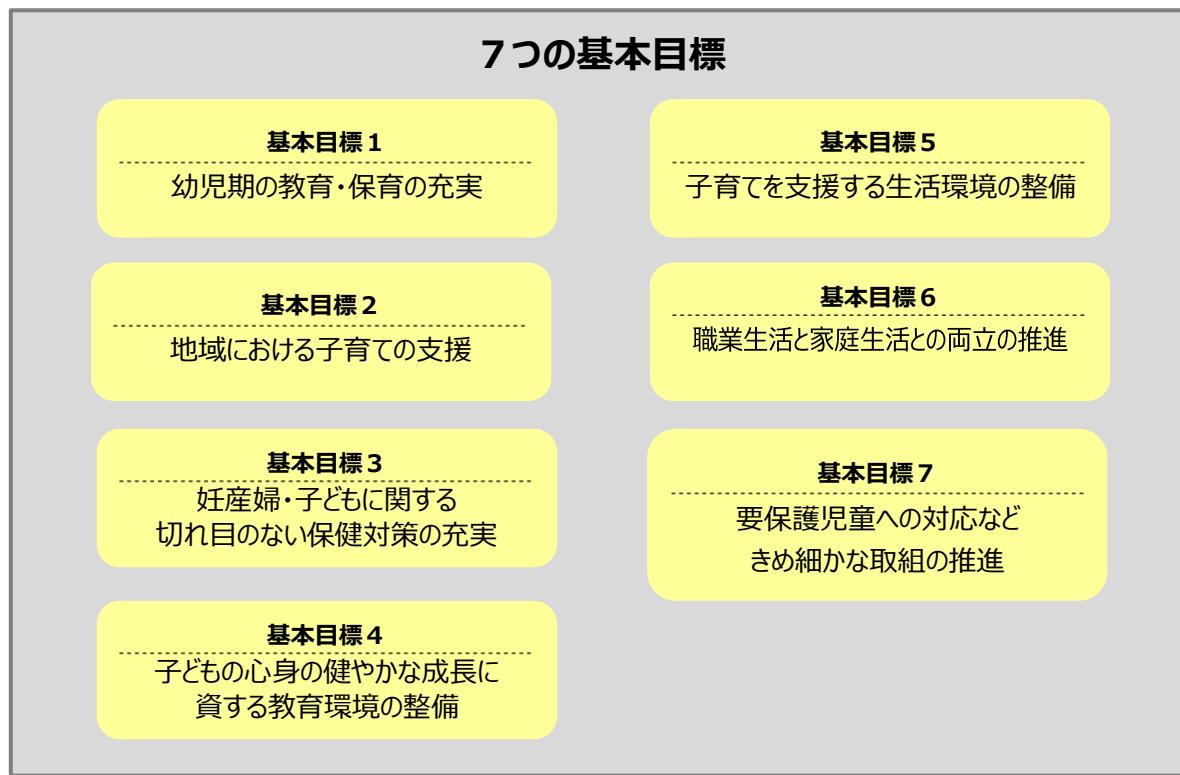
#### ■キャッチフレーズ、ロゴ

発見 子育てキラ星のまち



## 第2節 基本目標

以下の7項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。



## 第3節 施策体系

### 基本目標

### 個別施策

#### 基本目標1

幼児期の教育・保育の充実

① 幼児期の教育・保育の提供体制の充実

② 幼児期の教育・保育の質の向上

#### 基本目標2

地域における子育ての支援

③ 地域における子育て支援サービスの充実

④ 保育サービスの充実

⑤ 相談支援と子育て支援のネットワークづくり

⑥ 「子育てキラ星」の情報発信と魅力 PR

#### 基本目標3

妊娠婦・子どもに関する  
切れ目のない保健対策の充実

⑦ 子どもや保護者の健康の確保

⑧ 食育の推進

#### 基本目標4

子どもの心身の健やかな成長に  
資する教育環境の整備

⑨ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

⑩ 家庭や地域の教育力の向上

#### 基本目標5

子育てを支援する生活環境の整備

⑪ 安心して暮らせる生活環境の整備

⑫ 子どもの健全育成と居場所づくり

#### 基本目標6

職業生活と家庭生活との両立の推進

⑬ 職業生活と家庭生活との両立の推進

#### 基本目標7

要保護児童への対応など  
きめ細かな取組の推進

⑭ 児童虐待防止対策の充実

⑮ ひとり親家庭等の自立支援

⑯ 障がい児施策の充実等

## 第4節 重点戦略

2期計画で重点的に取り組む施策を明確にするため、「重点戦略」を設定します。

### ① 就園前の親子などが安心して利用できる居場所づくりを推進します！

- ✧ 「つどいの広場のびっ子」の開設日を拡大するとともに、各種イベントや支援員による子育てのサポート体制を充実させ、安心して利用できる施設運営を行います。また、子育て応援メール等を活用した周知を積極的に行い、利用者数の拡大に努めます。
- ✧ 「にじいろぱらそる」で発達の気になる子どもと保護者が快適に過ごせる環境をつくるとともに、専門家による相談や講習会などを充実させ、支援体制を強化します。



### ② 生きる力の基礎を培うため、幼児期の教育・保育の質向上に取り組みます！

- ✧ 市内保育所、幼稚園、認定こども園で組織する園長会を組織するとともに、「（仮称）幼児のまなびコンソーシアム」の設置等を検討し、幼児教育・保育の質向上を一体的に推進する体制を構築します。
- ✧ 保育所、幼稚園、認定こども園の職員を対象とした研修を充実させるとともに、幼児教育アドバイザーによる指導・助言により、職員のスキルアップを図ります。



### ③ 子どもの健やかな成長のため、つながりを大切にした学校運営に取り組みます！

- ✧ 小・中学校の9年間を見通した学校教育目標(目指す子ども像)を設定し、系統的・継続的な学習指導、生徒指導により小中一貫教育を推進し、確かな学力、健やかな体、豊かな心の育成を図ります。
- ✧ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進し、学校・保護者・地域住民がどのような子どもを育てていくのか「目標やビジョン」を共有し、その実現に取り組みます。



# 第4章 子ども・子育ての施策

## 基本目標1 幼児期の教育・保育の充実

### 個別施策① 幼児期の教育・保育の提供体制の充実

<施策の方向性>

- 幼児期の教育・保育ニーズに対する受け皿の確保方策として、公立幼稚園における3年保育の検討・実施を行うとともに、預かり保育の充実を図ります。
- 幼児教育・保育施設の安定的な運営を支援するため、保育士等の人材確保を支援します。
- 幼児教育・保育施設相互の情報交換や連携を促進し、幼児期の教育・保育の提供体制の充実を図ります。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
保育士等の就職相談会の実施回数	2回	令和元年度	2回 (継続実施)	令和6年度
園長会の設置	未設置	令和元年度	設置	令和2年度

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
1	幼児教育・保育の受け皿の確保	幼児教育・保育の利用ニーズに応じた受け皿の確保を行い、待機児童が出ないよう提供体制を整えます。必要に応じて、各施設の利用定員の見直しを行うとともに、幼稚園の預かり保育を充実させ、利用しやすい環境を整備します。	こども未来課
2	保育士等の人材確保の取組み強化	保育士等の安定的な人材確保のため、私立保育所、認定こども園と連携し、保育士等の就職相談会を継続実施します。また、教育・保育実習の積極的な受け入れを検討するなどし、新規学卒者の人材確保に努めます。	こども未来課
3	園の連携体制強化	情報共有や諸課題に向けた対応を行うため、公立園長会を組織しています。今後、市内で一体的に幼児教育・保育の提供体制の充実を図っていくため、私立園へも働きかけを行い、一層の連携体制の強化を図ります。	こども未来課
4	施設整備事業の実施	安全・安心な教育・保育環境を整えるため、公立園の施設整備を行っています。今後は、公立園の長寿命化計画及び個別施設計画を策定するとともに、私立園の施設整備に対して、継続して財政支援を行います。	こども未来課

## 個別施策② 幼児期の教育・保育の質の向上

### ＜施策の方向性＞

- 幼稚園教諭や保育士等の技能・資質の向上のための研修を充実させるとともに、幼児教育アドバイザーを配置し、幼児教育・保育施設への指導・助言の体制を強化します。
- 教育・保育内容の充実に向け、特長ある教育の提供・保育を推進し、各施設の魅力向上に取り組みます。

### ＜評価指標＞

指標名	現状		目標	
	令和元年度	令和6年度	令和6年度	令和6年度
園職員研修（市主催）の延べ参加人数	120人（見込）		132人	令和6年度
幼児教育アドバイザーの園への訪問回数	60回（見込）	令和元年度	66回	令和6年度

### ＜重点事業＞

No	事業名	内容	担当課
5	園職員の資質向上	保育技能や資質の向上のため、公開保育研修等の各種研修への参加機会を拡充し、園職員の知識や技術の習得を推進します。研修成果を広く共有することにより、全体的な資質の向上に努めます。	こども未来課
6	特別支援研修の充実	特別支援学校等の専門機関との連携のもと、支援が必要な子どもに対して、より良い手立てを行うための研修を、幼稚園、保育所、認定こども園の職員を対象に実施しています。参加者の学びの所属施設での共有と、支援体制の強化を図ります。	こども未来課・社会福祉課
7	幼児教育アドバイザーの配置	幼児教育・保育の専門性を有する幼児教育アドバイザーを配置しています。要請訪問等の市内園への訪問機会を拡充し、保育現場の実態を踏まえた指導・助言等により、教育・保育の質の向上につながる取組みを推進します。	こども未来課
8	特長ある教育活動の推進	公立園において、幼児期から英語感覚を養うための外国語指導助手（ALT）による外国語活動や体力遊び、リトミック等を実施しています。好事例や先進事例の情報収集に努め、特長ある教育活動を推進します。	こども未来課
9	幼小接続の推進	幼児期における教育が小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼小接続カリキュラムを策定し、取り組みを進めています。随時、カリキュラムの見直しを行うとともに、市内園と小学校との連携を強化します。	こども未来課

## 基本目標2 地域における子育ての支援

### 個別施策③ 地域における子育て支援サービスの充実

#### <施策の方向性>

- 子育て家庭の身近な相談の場や保護者同士の交流の場となるよう、地域子育て支援センターの利用促進を図ります。
- 支援サービスを必要とする人へ適切な情報提供が行えるよう、利用者支援事業に取り組みます。
- 就労世帯の児童に放課後の適切な遊びや生活の場を提供するため、放課後児童クラブの運営支援に継続して取り組みます。

#### <評価指標>

指標名	現状		目標	
つどいの広場（地域子育て支援拠点）の延べ利用者数	6,789人	平成30年度	7,800人	令和6年度
公立園における園庭開放の延べ実施回数	66回	令和元年度	72回	令和6年度

#### <重点事業>

No	事業名	内容	担当課
10	利用者支援事業 (基本型・母子保健型)	子どもや保護者等が、子ども・子育て支援サービスの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談対応及び情報提供を実施することで利用者の支援を行っています。令和2年度から母子保健型を新たに開始します。	こども未来課・健康推進課
11	地域子育て支援拠点事業	概ね3歳までの子どもとその保護者の交流を図るための拠点を市内2箇所で開設しています。常駐する支援員（保育士等）が育児相談なども行っています。支援員の資質向上やイベントの充実等により居心地の良い環境づくりに努めます。	こども未来課
12	子育て短期支援事業	保護者が病気、疲労等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に児童を養育・保護する事業で、市内での実施はありません。児童養護施設等との連携が必要なため、実施の検討と関係施設との調整を行います。	こども未来課・社会福祉課
13	ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の保護者と育児の応援をしたい人が会員として登録し、相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業で、笠岡市ファミリー・サポート・センターを利用することができます。事業を積極的にPRし、会員の拡大に努めます。	こども未来課
14	放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に生活の場を提供する事業で、7小学校区ごとに自主運営方式で実施しています。地域の実情に応じた施設整備を行うとともに、運営支援を継続し、事業の充実を図ります。	こども未来課

No	事業名	内容	担当課
15	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所、幼稚園、認定こども園に在籍する子どもの保護者が支払うべき日用品、文房具などの物品の購入費用の一部を助成する事業で、継続して実施します。	こども未来課
16	園庭開放の充実	未就園児を対象に、地域における子育て支援の一環として、市内の保育所、幼稚園、認定こども園で定期的に実施しています。実施内容の充実を図るとともに、子育て通信等で積極的に周知します。	こども未来課

#### 個別施策④ 保育サービスの充実

<施策の方向性>

- 休日保育や病後児保育等、保護者の様々なニーズに対応するサービスを継続して実施します。
- 家庭の状況に対応した保育の提供体制を整えるため、幼稚園における一時預かり事業の充実を図ります。
- 子育て家庭の保育料負担の軽減に向けて、「幼児教育・保育の無償化」に伴う円滑な給付の実施やその他の軽減策を実施します。

<評価指標>

指標名	現状		目標	
	実施	令和元年度	実施	令和2年度
幼稚園における一時預かり事業	未実施	令和元年度		
第3子以降の幼児教育・保育の無償化、副食費の免除	実施	令和元年度	継続実施	令和6年度

<重点事業>

No	事業名	内容	担当課
17	小規模保育事業	少人数（定員6人～19人）を対象に、きめ細やかな保育を行う事業で、市内での実施はありません。民間事業者の参入を支援するとともに、市民ニーズに応じて検討します。	こども未来課
18	事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業で、市内での実施はありません。民間事業者の参入を支援します。	こども未来課
19	家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に、きめ細やかな保育を行う事業で、市内での実施はありません。民間事業者の参入を支援するとともに、市民ニーズに応じて検討します。	こども未来課
20	延長保育事業	保育所、認定こども園に在籍する2,3号認定児を対象に、保護者の就労時間等の事情により、通常の利用時間を延長して保育を行うもので、市内全ての保育所、認定こども園で実施しています。	こども未来課

No	事業名	内容	担当課
21	一時預かり事業（幼稚園型・一般型）	就労等により保育の必要性のある幼稚園、認定こども園の在園児や保護者の事情（育児疲れ、通院など）で保育が必要となった乳幼児を一時的に保育する事業です。提供体制の充実を図り、利用しやすい環境を整備します。	こども未来課
22	病児・病後児保育事業	病児・病後児を、病院や保育所等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育する事業です。病児保育は、県内 18 市町との協定による相互利用により、病後児保育は、市内私立保育所 1 箇所で実施しています。	こども未来課
23	休日保育	保護者の就労形態の多様化に合わせて、日曜日、国民の祝日等に保育を必要とする児童に対する保育を行うもので、私立保育所 1 箇所で実施しています。	こども未来課
24	保育料等の軽減	幼児教育・保育の無償化に伴う円滑な給付を行います。子どもを産み育てやすい環境づくりのために、市が独自に行っている第 3 子以降の幼児教育・保育の無償化及び副食費の免除を継続して実施します。	こども未来課

## 個別施策⑤ 相談支援と子育て支援のネットワークづくり

### <施策の方向性>

- 家庭児童相談員や発達支援コーディネーター、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等、専門的な知識をもった相談員を配置・派遣し、家庭や子どもの悩み・不安の解消や必要な支援へのつなぎを行います。
- 親子クラブや地域での見守り活動等、保護者同士の交流や地域との交流の促進を図り、保護者の育児不安の解消に取り組みます。

### <評価指標>

指標名	現状		目標	
	4回	令和元年度	4回 (継続実施)	令和6年度
教育相談の実施回数	4回	令和元年度	4回 (継続実施)	令和6年度

### <重点事業>

No	事業名	内容	担当課
25	家庭児童相談	家庭児童相談員が、家庭での子育ての悩みについての相談に応じ、専門的立場から助言などを行っています。また、児童虐待、不登校等に対し、関係機関と連携し、早期解決につながるよう対応します。	社会福祉課
26	教育相談	子どもの健全な育成のために、臨床心理士が相談に応じる教育相談を実施しています。健康福祉センター・金光公民館・ふれあい交流館「サンパレア」の3箇所で実施しており、必要に応じて継続的な利用を促進します。	学校教育課
27	子育て相談	子育てコンシェルジュが、子育てや子どもの発達、就園・就学に関する悩みなどの相談に応じています。子育て中の保護者にとって、身近な存在で気軽に相談できるような体制を整えます。	こども未来課
28	親子クラブの育成・支援	0歳から就園前の乳幼児とその保護者の交流や親睦のための組織で、現在、つくし会とひよこ会の2つのクラブが活動を行っています。クラブの円滑な運営のため、継続して支援を行います。	こども未来課
29	地域における見守り活動などの充実	民生委員・児童委員が、子育て家庭への見守りや声掛け等を行い、地域全体で子どもと子育て家庭を見守る体制づくりに努めています。児童虐待等の社会問題に対応するため、定期的な情報交換の実施や見守り体制の充実を図ります。	社会福祉課
30	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	不登校や問題行動等に効果的に対応していくため、臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーや、関係機関との連携強化のためのスクールソーシャルワーカーを配置し、支援体制の充実を図ります。	学校教育課

## 個別施策⑥ 「子育てキラ星」の情報発信と魅力 PR

### <施策の方向性>

- 紙媒体やウェブ媒体といったさまざまなツールを活用するとともに、メールマガジンの配信や支援情報コーナーの設置等、情報を届ける方法についても工夫をし、子育て支援に関する情報発信の充実に取り組みます。
- 本市の子育て環境の魅力を効果的にPRし、本市への移住や定住促進につなげます。

### <評価指標>

指標名	現状		目標	
	子育て応援サイトトップページのアクセス数	2,483 アクセス 平成 30 年度	3,000 アクセス 令和 6 年度	子育て応援メール登録者数
		609 人 令和元年 12 月	950 人 令和 6 年度末	

### <重点事業>

No	事業名	内容	担当課
31	子育てガイドブック・子育て通信の発行	子育てサービスや相談窓口等を幅広くまとめた子育てガイドブックを毎年発行しています。また、未就園の親子向けの情報をまとめた子育て通信を年 5 回発行しています。内容の充実を図り、親しみのもてる紙面づくりに努めます。	こども未来課
32	子育て応援サイトの充実	市のホームページ内に子育て応援サイトを開設し、子育ての支援制度や関連施設、相談窓口など、子育てに関する情報を掲載しています。掲載情報を充実させるとともに、情報を分かりやすく整理し、閲覧しやすいサイトづくりに努めます。	こども未来課
33	子育て応援メールマガジンの配信	子育て情報のメール配信サービス希望者を対象に、子ども向けのイベントや子育てに関する情報を毎週水曜日にメールマガジンとして配信しています。内容を充実させるとともに、サービスの周知に努め、登録者の拡大を図ります。	秘書政策課
34	子育て支援情報コーナーの開設	公民館など市内 5箇所に子育て支援情報コーナーを開設し、子育てに関する様々な情報提供を行っています。各種パンフレットやイベントチラシなどを設置し、子育てに関する情報を気軽に入手できる場所として活用いただけるよう努めます。	こども未来課
35	子育て世帯の移住・定住のための情報発信	本市の子育ての魅力や居住環境の良さを市内外に PR するための移住・定住ポータルサイト開設し、情報発信を行っています。子育て世帯の移住・定住につなげるために、適宜、掲載情報の更新と、サイトの PR に努めます。	地域創造課

## 基本目標3 妊産婦・子どもに関する切れ目のない保健対策の充実

### 個別施策⑦ 子どもや保護者の健康の確保

#### <施策の方向性>

- 妊産婦の健康確保に向けて、妊婦健康診査の受診勧奨に取り組むとともに、産後間もない母親へのケアの充実に取り組みます。
- 妊娠期から出産、子育て期にわたり、保護者の育児不安の解消や適切な情報提供、必要な支援の提供につなげるため、「子育て包括支援センター」を設置します。
- 乳幼児健康診査や予防接種の実施等により、子どもの健康確保を図ります。

#### <評価指標>

指標名	現状		目標	
産後ケアの利用者満足度 (アンケート評価)	アンケート 未実施	令和元年度	満足度 70%	令和6年度
子育て包括支援センター の設置	未設置	令和元年度	設置	令和2年度

#### <重点事業>

No	事業名	内容	担当課
36	妊婦健康診査	安全に出産を迎えることができるための経済支援として、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査等が無料となる補助券を交付しています。妊娠期における母親と子どもの健康維持のため、継続して実施します。	健康推進課
37	産後ケア事業	市が契約する助産院において、産婦（産後3か月以内）の心身の健康管理や育児相談などを行っています。宿泊型と通所型（日帰り）があり、利用料の一部を補助しています。	健康推進課
38	乳児家庭全戸訪問事業	生後4カ月頃の乳児がいる家庭に愛育委員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談対応、養育環境の把握等を行っています。個別に対応が必要なケースには、保健師との連携により対応を行っています。	健康推進課
39	養育支援訪問事業	第1子は全員、第2子以降は希望者を対象に、保健師等が家庭を訪問し、育児相談や母子保健事業の案内等を行っています。養育支援が特に必要な家庭の把握を行い、必要な支援に結び付けられるよう努めます。	健康推進課
40	健康診査の実施	乳幼児の健全な成長と保護者の育児を支援するため、月齢・年齢に応じた健康診査、育児相談等を行っています。親子の状態を確認し、必要に応じて適切な支援に結び付けていくため、把握率100%を目標に継続して実施します。	健康推進課

No	事業名	内容	担当課
41	予防接種の実施	感染症の予防及び罹患したときの重症化予防ため、法定の定期予防接種の費用を負担します。個人の予防だけでなく社会的に感染症の蔓延を防ぐためにも重要であることから、継続して実施します。	健康推進課
42	思春期の健康づくり教室の充実	思春期における保健対策の一環として、市内の公立中学校における思春期講演会への補助を行っています。	健康推進課
43	子育て包括支援センター事業	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するためのワンストップ拠点として、子育て包括支援センターの設置を検討します。	健康推進課

## 個別施策⑧ 食育の推進

### <施策の方向性>

- マタニティクラスや乳幼児健康診査、各種教室等、さまざまな機会を活用して食育についての知識の提供や指導を行います。
- 学校における食育を推進するため、栄養教諭等の活用を図ります。

### <評価指標>

指標名	現状		目標
	小・中学校全学級 2回／年	令和元年度	
栄養教諭等による食育指導回数			<p>小・中学校全学級 2回／年 公立保育所・幼稚園・認定こども園 1回/年</p> <p>令和6年度</p>

### <重点事業>

No	事業名	内容	担当課
44	乳幼児期における食育の推進	発達段階に応じた食の正しい知識と習慣の取得のため、乳幼児健診時に管理栄養士から個別の指導を行っています。食習慣は成人期・老年期における健康にも大きく影響するため、継続して実施します。	健康推進課
45	園における食育の推進	保育所・幼稚園・認定こども園において、食に関する興味・関心を高めるため、栽培、収穫、調理、食育遊び等を行っています。保護者には、食育だより等により、食に関する情報提供を行っています。	こども未来課
46	栄養教諭等による食育指導の推進	小中学校や幼稚園等において、栄養や食事の摂り方等について、正しい知識に基づいた食生活や望ましい食習慣を身に付けられるよう、栄養教諭等による指導を行っています。引き続き、健全な食生活のための食育の推進に取り組みます。	学校教育課・ こども未来課
47	小学生の料理教室の開催	子ども体験活動教室において、栄養改善委員が指導者となり、郷土料理や地域の特産品等を使った料理教室を実施しています。引き続き、地域の食文化への興味喚起や栄養バランスの取れた食生活の習慣づけを働きかけます。	生涯学習課

## 基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### 個別施策⑨ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

#### ＜施策の方向性＞

- 薬物や飲酒等の防止に向けた保健教育や、携帯電話・スマートフォン等の適切な使用を啓発・指導する情報モラル教育等を実施し、子どもの健やかな育ちを促します。
- 登校支援員・別室支援員を配置し、登校しにくくなっている生徒への支援を行います。
- コミュニティ・スクールの推進により、地域の知見や協力を得ながら学校運営を行うとともに、小中一貫教育により、特色ある浅口市らしい教育の実現に取り組みます。

#### ＜評価指標＞

指標名	現状		目標	
コミュニティ・スクールを導入する学校数	6校	令和元年度	全10校	令和2年度
小中一貫教育	導入準備中	令和元年度	全中学校区で実施	令和3年度

#### ＜重点事業＞

No	事業名	内容	担当課
48	保健教育の充実	健康情報や性、薬物等の情報を正しく選択し、適切な対応ができるよう教育を行っています。専門家や関係機関と連携しながら、効果的な支援につながるよう継続して取り組みます。	学校教育課
49	保育教育の推進	小学校生活科や小中学校の総合的な学習の時間において、保育所、幼稚園、認定こども園との交流を行い、園児とふれあう機会をつくりています。また、中学校家庭科での幼児とふれあう活動を通じて、幼児期の理解を深めています。	学校教育課
50	子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実	一人ひとりの「わかった」「できた」のために、授業・家庭学習・定着状況把握・補充学習のサイクルを大切にした学力向上の取組みを推進します。学校全体で組織的に取り組めるよう校長会や学力向上推進委員会等への働きかけを行います。	学校教育課
51	長期欠席・不登校対策支援員の配置	登校支援員・別室支援員を配置し、不登校傾向にある児童生徒への登校支援や別室での学習等の支援を行っています。関係機関と連携しながら、各校で適切な支援が行えるよう、継続して指導・助言を行います。	学校教育課
52	情報モラル教室の推進	子どもたちがスマートフォンやインターネットを安全に安心して活用することができるよう、情報モラルを身に付けさせる指導を行っています。児童生徒だけでなく、保護者を巻き込んでの取組みにつなげていけるよう努めます。	学校教育課

No	事業名	内容	担当課
53	防犯教室の充実	子どもたちが犯罪に巻き込まれないために、危険予知能力や危険回避能力が身に付けられるよう、警察等関係機関と連携しながら定期的に防犯教室に取り組んでいます。	学校教育課
54	コミュニティ・スクールの推進	学校運営協議会制度を導入し、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有して学校運営を行う地域とともにある学校づくりを推進しています。情報共有や研修機会の確保などにより、推進体制を強化します。	学校教育課
55	小中一貫教育の推進	小・中学校 9年間を通じた教育課程を編成し、学校・家庭・地域が一体となった系統的な教育の充実に努めます。教育の在り方について研究を進め、教育環境等の整備に取り組みます。	学校教育課

#### ■小中一貫教育のイメージ



#### ■小中一貫教育の4つの方針

- 1 小・中学校9年間を見通した学校教育目標(目指す子ども像)を、小・中学校間で共有し、目標の達成を目指します。
- 2 9年間の連続した教育課程(カリキュラム)を作成し、指導内容や指導方法の系統性・連続性を重視して実践します。  
[縦のつながり]
- 3 子どもたちがともに学び合う場を設定したり、小・中学校の教職員が協働して教育活動に取り組んだりすることを通して、教育効果を高めます。
- 4 コミュニティ・スクールとしての活動を活性化させ、学校・家庭・地域が協働することにより、地域ぐるみで子どもを育てます。  
[横のつながり]

## 個別施策⑩ 家庭や地域の教育力の向上

### <施策の方向性>

- 地域ボランティアの協力・協働により、子どもに体験学習の機会を提供する放課後子ども教室の実施や学校運営・学校の環境整備、読書活動の推進に取り組みます。
- 保護者を対象とした講座を開催し、家庭の教育力向上を図ります。

### <評価指標>

指標名	現状		目標	
放課後子ども教室の開催回数	16回	令和元年度	24回	令和6年度



### <重点事業>

No	事業名	内容	担当課
56	放課後子ども教室	放課後の子どもの居場所づくりを目的に地域コーディネーターとの連携により、様々な体験活動を実施しています。市内全小学校での取組みを推進するとともに、引き続き、放課後児童クラブ学童クラブとの一体的な実施を行います。	生涯学習課
57	週末子ども体験活動教室	豊かな人間性や自ら学び考える力などの「生きる力」の育成を図るために、地域ボランティアの協力を得て、週末の時間を利用して、各公民館において、様々な体験活動を実施しています。	生涯学習課
58	地域学校協働本部事業	地域の高齢者、成人、学生、保護者、P T A、N P O、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働して「学校を核とした地域づくり」を目指すため、様々な活動を実施しています。	生涯学習課
59	家庭教育支援事業	小学校で学童期子育て講座や就学時健康診断等の機会を活用した講座「親力アップ！子育ていきいき塾」を実施しています。また、親子対象の家庭教育学級を実施し、家族の絆を深め、地域交流の場づくりを推進していきます。	生涯学習課
60	子どもの読書活動の推進	読書活動は、子どもの成長に欠くことのできないものであり、発達段階に応じた子どもの読書環境整備を進めています。また、読み聞かせボランティア団体による合同研修を実施し、技術の向上と共に理解に努めています。	生涯学習課
61	環境学習の推進	夏休み期間中に、親子で環境関連施設を見学できる「こどもエコツアーア」を実施しています。また、家庭ごみ収集委託業者と連携した環境学習を実施し、ごみに関する知識の習得と、ごみの分別等に対する意識啓発を行っています。	環境課

## 基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備

### 個別施策⑪ 安心して暮らせる生活環境の整備

#### <施策の方向性>

- 公園の安全性の確保や維持・管理のほか、利用しやすい公園づくりや子育て支援につながる公園の活用に取り組みます。
- 親子や児童・生徒が安心して外出、通学できる環境整備に取り組みます。

#### <評価指標>

指標名	現状		目標	
赤ちゃんの駅の設置箇所数	34 箇所	令和元年 12 月	36 箇所	令和 6 年度末

#### <重点事業>

No	事業名	内容	担当課
62	公園などの子どもの遊び場の整備	子どもの安全な遊び場づくりのため、身近なコミュニティ広場の整備支援や大型遊具のある総合公園の環境整備を行っています。また、星と宇宙をテーマにしたロケット広場や夏に水遊びができるジャブジャブ池の利用促進を図ります。	生涯学習課・地域創造課・建設業務課
63	市営住宅の維持・活用	低所得者に対する住居確保のため、市営住宅を整備し、良好な生活環境維持のための老朽箇所や破損箇所の修繕を行っています。また、市営住宅入居の抽選の際に、母子世帯や障がい者世帯などは当選率を優遇しています	建設業務課
64	赤ちゃんの駅の設置	安心して子育てできる環境づくりのため、乳幼児を連れて外出した際におむつ交換や授乳ができるスペースを赤ちゃんの駅として登録しています。より利用しやすい環境づくりを目指すとともに、登録の拡大を図ります。	こども未来課
65	通学路の安全確保	各学校（PTA）から通学路における危険箇所の報告を受け、交通安全プログラムのもと、学校・道路管理者・警察・各担当部署と合同点検を実施し、対策や改善等を行っています。引き続き、危険箇所の改善対策を推進します。	学校教育課
66	交通安全教育の充実	子どもたちが交通ルールやマナーを正しく身に付けることができるよう、警察や交通指導員等と連携しながら交通安全教育に取り組んでいます。実施内容や時期等を工夫し、充実を図ります。	学校教育課・くらし安全課
67	防犯パトロール等の実施	青色防犯パトロールを週2回程度、児童の下校時間に実施しています。青色防犯パトロール講習会を継続実施するとともに、PTAや防犯ボランティア等の関係機関・団体と連携したパトロールの活動の推進に取り組みます。	くらし安全課

## 個別施策⑫ 子どもの健全育成と居場所づくり

### <施策の方向性>

- 青少年育成センターによる指導や啓発活動を推進し、子どもの健全育成を図ります。
- スポーツ少年団の育成支援を通じて、子どものスポーツ活動を促進します。
- 浅口市の持つ「天文のまち」としての資源・イメージを活用した活動や居場所づくりに取り組みます。

### <評価指標>

指標名	現状		目標	
スポーツ少年団の加入率 (小学1~6年生)	31%	平成31年4月	33%	令和6年4月
こども天文クラブの活動への 延べ参加人数	85人(見込)	平成30年度	100人	令和6年度

### <重点事業>

No	事業名	内容	担当課
68	青少年育成センター事業	「補導活動」「相談活動」「環境浄化活動」「広報啓発」の4本柱を軸に、平日の地域見守りパトロール、街頭キャンペーン、育成だよりの発行等により、青少年を取り巻く社会環境に対応したきめ細かな活動を実施しています。	生涯学習課
69	不登校対策事業	「大簡塾（適応指導教室）」において、学校に行きづらい児童・生徒一人ひとりの実態に合わせた学習支援を行い、学校復帰を目指しています。安心して通える場所づくりに努め、継続的な支援を行います。	学校教育課
70	歴史公園活用事業	かもがた町家公園にて小学生を対象とした昔体験「町家塾」を開催し、子どもの健全育成を図っています。指導者の後継育成に努めるとともに、事業内容の充実を図ります。	文化振興課
71	スポーツ少年団の育成	スポーツを通じて健全な身体と心を育むことを目的とし、市内外の小学生を中心に、スポーツ少年団が活動しており、引き続き、団体の育成と支援を行います。また、活動を通じて社会性が習得されるよう、指導者の育成等に努めます。	生涯学習課
72	こども天文クラブの活動推進	小学生を対象に、天文や望遠鏡の使い方など、天文学の基礎知識を楽しく学べる「こども天文クラブ」の活動を行っています。天文についての関心が高まるよう活動内容を工夫するとともに、郷土愛の育成につながる取組みを推進します。	文化振興課
73	「天文のまちあさくち」推進事業	天文に関する各種イベントや国立天文台 188cm 望遠鏡での観望会など、「天文のまちあさくち」ならではの特色ある取り組みを実施しています。引き続き、国立天文台や京都大学と連携し、子どもも参加できる魅力ある取組みを行います。	文化振興課

## 基本目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進

### 個別施策⑬ 職業生活と家庭生活との両立の推進

#### <施策の方向性>

- 仕事と子育ての両立がしやすい働き方の普及・理解促進に向けて、企業に対するワークライフバランスの啓発に取り組みます。
- 就労を希望する保護者への支援に取り組みます。

#### <評価指標>

指標名	現状		目標
おかやま子育て応援宣言企業・事業所数	8社	令和元年12月	10社 令和6年度末



#### <重点事業>

No	事業名	内容	担当課
74	ワークライフバランスの普及啓発活動の実施	仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向け、労働者・事業主、地域住民等への広報・啓発、情報提供を行っています。育児休業制度の周知を図るなど、関係機関と連携しながら普及啓発に努めます。	市民課
75	企業・事業所における子育て支援の推進	くるみんマークやおかやま子育て応援宣言企業ロゴマークなどの周知を図り、子育て支援に積極的に取り組んでいる企業・事業所の情報提供を行うなど、子育てしやすい職場環境づくりの促進に努めます。	市民課
76	子育て世帯に対する就労支援	子育て世帯の定住促進や就労支援のため、就職・職業相談、求人情報の提供、履歴書の書き方指導などをを行う出張相談所の開設や女性相談会を開催しています。また、関係機関と連携して、出産・育児後の再就職を支援します。	市民課

## 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

### 個別施策⑭ 児童虐待防止対策の充実

#### <施策の方向性>

- 関係機関の連携を強化し、要保護児童の早期発見、「要保護児童対策地域協議会」での情報共有や援助方針の検討、支援に取り組みます。
- 保護者への相談対応や虐待に関する情報収集、関係機関との調整を担う「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、支援体制の強化を図ります。

#### <評価指標>

指標名	現状		目標	
子ども家庭総合支援拠点の設置	未設置	令和元年度	設置	令和4年度

#### <重点事業>

No	事業名	内容	担当課
77	要保護児童対策地域協議会の充実	通報や乳幼児健診等で要保護児童を早期発見し、適切な保護を行うため、ケース検討会議や実務者会議で援助方針を協議します。また、代表者会議では、状況報告、困難事例の意見交換とあわせて、関係機関との連携強化に努めます。	社会福祉課
78	要保護児童の見守り活動の充実	要保護児童が在籍する学校・園に見守りを依頼し、毎月「近況連絡票」により、子どもの状況を把握しています。また、家庭児童相談員が、必要に応じて現場に出向き、子どもの様子の確認や情報収集を行います。	社会福祉課
79	子ども家庭総合支援拠点事業	子どもの福祉に関する支援体制を充実させるため、実情の把握や相談対応、関係機関との連絡調整などを一体的に行うための拠点として、子ども家庭総合支援拠点を設置します。	社会福祉課

## 個別施策⑯ ひとり親家庭等の自立支援

### <施策の方向性>

- 母子父子自立支援員を配置し、相談対応と必要な支援につなげます。
- 貧困の状況にある子どもが健やかに育つ環境整備や教育の機会均等に向けて、学習支援や「子ども食堂」等の取組みを支援します。

### <評価指標>

指標名	現状		目標
生活困窮家庭等の子どもの居場所設置箇所数	3 箇所	令和元年度	5 箇所 令和 6 年度



### <重点事業>

No	事業名	内容	担当課
80	ひとり親家庭等に対する支援	母子父子自立支援員が、ひとり親家庭の自立に向け、仕事、経済面、子育てなどの相談に応じ、助言や情報提供を行います。また、離婚前相談や養育費・面会交流の相談にも応じます。	社会福祉課
81	子どもの貧困対策の推進	家庭事情により、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保できない子どもについて、民間団体等と連携し、子ども食堂や学習支援などの居場所づくりを進めます。	社会福祉課

## 個別施策⑯ 障がい児施策の充実等

### <施策の方向性>

- 乳幼児健診等のさまざまな機会の活用や発達支援コーディネーターの配置により、障がいの早期発見と早期療育に向けた支援を行います。
- 発達が気になる子どもとその保護者の居場所づくりを進めます。
- 発達障害等の特別な支援の必要な子どもに対する適切な支援に向けて、幼稚園教諭や保育士、教員、支援者等の資質の向上に取り組みます。

### <評価指標>

指標名	現状		目標	
	週1回	令和元年度	週1回	令和6年度
にじいろばらそるの開設日数	週1回	令和元年度	週1回	令和6年度
ももっこ教室の開催回数	年12回	令和元年度	年12回	令和6年度

### <重点事業>

No	事業名	内容	担当課
82	発達支援コーディネーターの配置	発達支援コーディネーターを配置し、子どもの発達や障がい等に不安や悩みのある保護者の相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行います。また、園・学校からの相談にも応じています。	社会福祉課
83	発達障がいのある子どもとその保護者への支援	発達が気になる子どもとその保護者が安心して過ごせ、不安や悩みを相談できる場所として「にじいろばらそる」を開所しています。また、子育てに不安や悩みを持つ保護者を対象とした講座を開催するなど、支援活動を行っています。	社会福祉課
84	要観察児教室の充実	成長や発達に不安のある子どもとその保護者が、集団遊び等を通じて子の成長・発達を促し、育児相談できる場として「ももっこ教室」を開催しています。発達支援コーディネーターとも連携しながら、継続して育児不安への対応を行います。	健康推進課
85	特別支援教育支援委員会の充実	児童生徒の詳細な情報を共有し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援ができるよう、関係機関と連携しながら取り組んでいます。引き続き、関係機関との連携推進に努め、個別の指導・支援体制の充実を図ります。	学校教育課
86	特別支援教育の充実	教職員の特別支援教育のスキルアップに向けて、効果的な研修を実施し、指導力向上に努めています。専門性を有する講師を招聘するなど研修内容の工夫を行い、特別支援教育の充実に努めます。	学校教育課
87	障がい児支援のための保育体制の充実	発達に課題がある子どもや障がいのある子ども一人ひとりに応じた支援を行うため、公立保育所、幼稚園、認定こども園に生活支援員を配置しています。また、私立保育所、認定こども園が発達障害のある子どもを受け入れた際の人員加配に対する支援を継続します。	こども未来課

# 第5章 主要事業における量の見込みと確保方策

## 第1節 新制度における保育の必要性について

### (1) 認定区分

子ども・子育て支援新制度においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」の有無を次の3つの区分に分けて認定した上で、給付を支給する仕組みとなります。

■認定区分

認定区分	内 容	利用施設
1号	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する就学前子ども (教育標準時間認定)	幼稚園・認定こども園
2号	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育認定)	保育所・認定こども園
3号	満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育認定)	保育所・認定こども園 ・地域型保育事業*

\*小規模保育(利用定員6人以上19人以下)、家庭的保育(利用定員5人以下)、事業所内保育(主として従業員の子どもに保育を提供)、居宅訪問型保育(居宅において1対1の保育を提供)の4種類

### (2) 認定基準

保育の必要性の認定にあたっては、国が以下の3点について認定基準を作成し、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、市においては規則等により基準を定めます。

- ① 事由：保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ② 区分：保育標準時間認定(「標準時間」)又は保育短時間認定(「短時間」)の区分(保育必要量)
- ③ 優先利用：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

## 第2節 子どもの人口推計結果

令和2年度から令和6年度までの子どもの見込みは、下記のとおりです。

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	173	168	164	159	157
1歳	194	188	183	178	173
2歳	231	199	193	188	183
3歳	181	237	204	199	194
4歳	245	188	246	211	206
5歳	229	250	192	250	215
就学前合計	1,253	1,230	1,182	1,185	1,128
6歳	228	241	263	201	262
7歳	260	232	245	267	204
8歳	267	263	234	247	269
9歳	281	268	264	235	248
10歳	285	282	269	264	236
11歳	278	284	282	268	264
小学生合計	1,599	1,570	1,557	1,482	1,483
合計	2,852	2,800	2,739	2,667	2,611

## 第3節 幼児期の教育・保育提供区域の設定

市町村の子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や保護者の利用希望を踏まえた「事業量の見込み（以下、「量の見込み」）」を設定し、これに対応するための具体的な提供方針としての「確保の内容とその実施時期（以下「確保方策」）」を定めることとされています。

また、この「量の見込み」と「確保方策」を定める単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域である「教育・保育提供区域（以下「提供区域」）」を定める必要があります。

本市では、1期計画に引き続き、提供区域を1区域（全市）とし、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズに対し、全市での提供体制の整備を図ります。

■各施設の配置図



## 第4節 子ども・子育て支援給付

### (1) 幼児期の教育・保育（保育所・認定こども園・幼稚園等）

#### ＜確保方策の考え方＞

1号認定については、本市では3つの公立幼稚園と5つの私立・公立認定こども園（教育部分）により、受け入れを行っています。公立幼稚園については、3年保育（3歳児保育）に対するニーズを踏まえ、令和2年4月から金光幼稚園において3年保育を開始するとともに、幼稚園の通園区域を撤廃します。鴨方東幼稚園及び鴨方西幼稚園における3年保育の実施については、動向を踏まえ検討を行います。また、「幼児教育・保育の無償化」に伴い、保育利用の増加が予測されます。幼稚園における預かり保育の提供体制を充実させ、保育ニーズ（2号認定の教育希望者）への対応を強化します。

2号認定及び3号認定については、4つの私立・公立保育所と5つの私立・公立認定こども園（保育所部分）により、受け入れを行っています。低年齢における保育ニーズの高まりから、1歳及び2歳における確保量が、令和2年度から令和3年度までの期間において不足すると予測されます。民間の幼児教育・保育施設との連携のもと、利用定員（保育枠）の拡大に向けた検討を行います。併せて、課題となっている保育士の確保等に対する支援を充実させ、安定的な保育の受け入れ体制の確保に努めます。

また、保育サービスにおける民間事業者の参入について引き続き支援していきます。

【単位：実利用人数/年】

年度	令和2年度					令和3年度				
認定区分	3号		2号		1号	3号		2号		1号
				教育希望					教育希望	
年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	64	254	373	143	63	62	231	385	147	65
②確保量※	80	227	432		675	80	227	432		675
②-①	16	▲27	59		469	18	▲4	47		463
年度	令和4年度					令和5年度				
認定区分	3号		2号		1号	3号		2号		1号
				教育希望					教育希望	
年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	61	225	365	140	62	59	219	376	144	64
②確保量※	80	227	432		675	80	227	432		675
②-①	19	2	67		473	21	8	56		467
年度	令和6年度									
認定区分	3号		2号		1号					
				教育希望						
年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳					
①量の見込み	58	213	350	134	59					
②確保量※	80	227	432		675					
②-①	22	14	82		482					

※保育所、認定こども園、幼稚園の利用定員

## 第5節 地域子ども・子育て支援事業の充実

### (1) 利用者支援事業（基本型・母子保健型） 【担当課：こども未来課・健康推進課】

子ども及びその保護者や妊娠している方が、保育所・認定こども園・幼稚園での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談対応及び情報提供を実施することで利用者支援を図ります。

#### <確保方策の考え方>

子育てコンシェルジュをこども未来課に配置し、相談対応を行います。また、妊娠期から出産、子育てにいたる相談に保健師が継続的に対応します。

【単位：施設数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
②確保方策	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
②-①	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

### (2) 地域子育て支援拠点事業 【担当課：こども未来課】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

#### <確保方策の考え方>

市内の公民館及び認定こども園の2箇所で実施します。

【単位：①延べ利用回数／月 ②施設数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	942人回	874人回	850人回	826人回	807人回
②確保方策	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

### (3) 妊婦健康健診 【担当課：健康推進課】

公費負担制度を利用して、妊婦一般健康診査を積極的に受けることで、妊婦の健康管理の向上を図ります。

#### <確保方策の考え方>

県内医療機関等への委託により実施体制を継続して確保するとともに、窓口での案内や広報紙・ホームページの掲載等により受診勧奨に努めます。

【単位：延べ利用回数／年】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,905人回	1,854人回	1,805人回	1,752人回	1,730人回
②確保方策	1,905人回	1,854人回	1,805人回	1,752人回	1,730人回
②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）【担当課：健康推進課】

生後3～4か月頃に、同意があった方に対して愛育委員が「こんにちは赤ちゃん訪問」をし、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

##### <確保方策の考え方>

愛育委員との連携のもと、原則すべての乳児家庭への訪問と相談支援、情報提供を行います。

【単位：実利用人数／年】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	173人	168人	164人	159人	157人
②確保方策	173人	168人	164人	159人	157人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

#### (5) 養育支援訪問事業 【担当課：健康推進課】

養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行います。

##### <確保方策の考え方>

妊娠届時の面接や乳児家庭全戸訪問事業等により支援の必要な家庭を把握し、保健師が訪問や指導を行います。

【単位：実利用人数／年】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	97人	95人	91人	92人	87人
②確保方策	97人	95人	91人	92人	87人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

#### (6) 子育て短期支援事業 【担当課：こども未来課・社会福祉課】

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童を保護します。また、配偶者の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により保護が必要になった親子等の保護を行います。

##### <確保方策の考え方>

対応可能な児童養護施設等との連携が必要なため、需要を見極めながら、実施に向けた検討と関係施設との調整を行います。

【単位：延べ利用人数／年】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	31人日	30人日	29人日	29人日	27人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	27人日
②-①	▲31人日	▲30人日	▲29人日	▲29人日	0人日

## (7) ファミリー・サポート・センター事業 【担当課：こども未来課】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### <確保方策の考え方>

笠岡市ファミリー・サポート・センターとの連携により、継続して事業を実施します。事業の周知を図り、依頼会員及び提供会員の増加に努めます。

【単位：延べ利用回数／年】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	57人回	56人回	54人回	53人回	52人回
②確保方策	57人回	56人回	54人回	53人回	52人回
②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

※0～11歳を対象にした事業の見込量

## (8) 一時預かり事業 【担当課：こども未来課】

### ① 幼稚園在園児型

保護者が就労等により、通常の教育時間終了後及び長期休業中等、家庭での保育が困難な公立幼稚園、認定こども園の児童を対象に、預かり保育を実施します。

### <確保方策の考え方>

市内の公立幼稚園3箇所、公立認定こども園2箇所、私立こども園1箇所で実施します。

【単位：延べ利用人数／年】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,983人日	3,073人日	2,920人日	3,004人日	2,798人日
1号利用	848人日	873人日	830人日	854人日	795人日
2号利用	2,135人日	2,200人日	2,090人日	2,150人日	2,003人日
②確保方策	2,983人日	3,073人日	2,920人日	3,004人日	2,798人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

### ② 一般型

育児疲れ、就労、冠婚葬祭、病気、リフレッシュなど保護者に代わって乳幼児の保育が必要な時に、預かり保育を実施します。

### <確保方策の考え方>

市内の公立認定こども園1箇所、私立保育所1箇所、私立認定こども園1箇所で実施します。

【単位：延べ利用人数／年】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,073人日	2,975人日	2,865人日	2,852人日	2,731人日
②確保方策	3,073人日	2,975人日	2,865人日	2,852人日	2,731人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## (9) 延長保育事業 【担当課：こども未来課】

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。

### <確保方策の考え方>

市内全ての保育所及び認定こども園（保育所部分）で実施します。

【単位：実利用人数／年】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	139人	136人	131人	131人	125人
②確保方策	139人	136人	131人	131人	125人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

## (10) 病児・病後児保育事業 【担当課：こども未来課】

病児・病後児について、病院や保育所等の専用スペースで、看護師等が一時的に保育等を行う事業で、病気により集団保育が困難で、かつ保護者が家庭で保育することが困難な児童が対象となります。

### <確保方策の考え方>

病児保育については、県内18市町との協定による広域的な相互利用により、提供体制を確保します。  
病後児保育については、私立保育所1箇所で実施します。

【単位：延べ利用人数／年】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	187人日	184人日	176人日	177人日	168人日
②確保方策	187人日	184人日	176人日	177人日	168人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## (11) 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）事業 【担当課：こども未来課】

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

### <確保方策の考え方>

放課後児童クラブは、小学校区ごとの7箇所・9施設で小学校の余裕教室や小学校の敷地内の専用施設を利用して実施しています（令和元年9月現在）。

支援員の確保に向けた処遇改善等の実施による運営支援や、小学校区ごとに小学校の余裕教室の活用や既存施設の増改築等を段階的に進めることで、引き続き量の確保を図っていきます。また、放課後子ども教室との一体的または連携により、実施内容の充実を図ります。

【単位：実利用人数／年】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	389人	382人	388人	362人	372人
低学年	272人	267人	276人	257人	269人
高学年	117人	115人	112人	105人	103人
②確保方策	529人	529人	529人	529人	529人
②-①	140人	147人	141人	167人	157人

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 【担当課：こども未来課】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼児教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加費用等を助成する事業です。

### <実施の考え方>

幼児教育・保育施設が行う保護者の実費負担について、低所得者の負担軽減を図るために、継続して実施するとともに、事業の広報に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施

## (13) 多様な主体が本制度に参入するための事業 【担当課：こども未来課】

幼児教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した幼児教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

### <実施の考え方>

地域ニーズに即した保育等の事業充実を図るために、新規事業者が幼児教育・保育施設等の設置運営や地域型保育事業の実施が円滑に行えるよう必要な支援を行います。

## **第6節 幼児教育・保育の一体的提供と推進体制の確保**

### **(1) 認定こども園についての考え方**

認定こども園は、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用することが可能であるため、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園は、地域の子育てを支援する役割も担っており、園に通っていない子どもの家庭であっても、子育て相談や親子の交流の場への参加が可能です。

現在、本市には5つの認定こども園が設置・運営されています。今後も、保護者ニーズの把握を行なながら、地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めるとともに、施設が認定こども園に移行する際に必要な支援を適正に実施します。

### **(2) 質の高い教育・保育の提供に向けた考え方と推進方策**

保育所や認定こども園、幼稚園における質の高い教育・保育の提供に向けて、職員の資質や指導力の向上を目的に現場訪問による指導や研修会を実施しています。今後も、全市的に質の高い教育・保育環境を整備するため、私立、公立問わず、訪問指導や各種研修会の開催を行うことで人材育成を支援するほか、幼児教育アドバイザーの配置により、各施設への助言や運営支援を強化します。

### **(3) 幼児期の教育・保育施設の相互の連携及び小・中学校等との連携の推進方策**

本市においては、市内12の幼児教育・保育施設において、それぞれの特長ある教育・保育が提供されており、教育プログラムや運営方法等についての情報交換や連携した取組みを促進することで、市全体として質の高い教育・保育を提供することにつながります。こうした連携を支援するため、各施設長や職員が交流できる機会を設けるよう努めます。また、幼小接続カリキュラムや小中一貫教育を推進することで、子どもの主体的な学びや円滑な接続を支援します。

# 第6章 計画の推進に向けて

## 第1節 計画の周知徹底

浅口市を「希望ある未来へ 子どもとともに育つまち」としていくためには、市民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組みを実践し継続していくことが欠かせません。そのため、本計画について、関係機関・団体等への周知やホームページ等での内容公表・紹介などを行います。また、本計画の概要版パンフレットを作成・配布し、計画の内容を幅広く周知します。

## 第2節 市民や関係団体等との連携

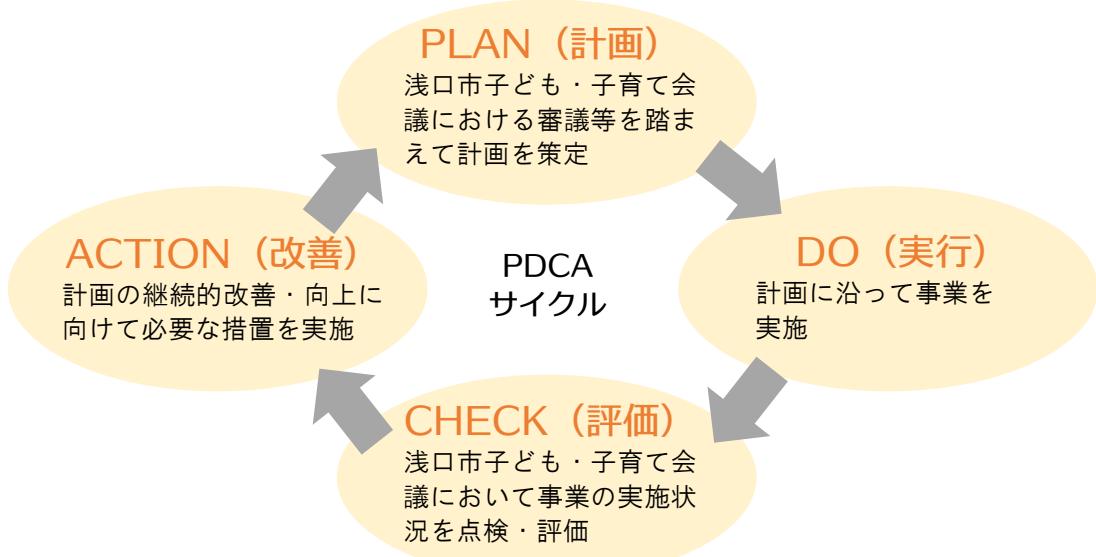
子育てを社会全体で支援していくには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、認定こども園、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭や地域、教育・保育機関、企業、行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

## 第3節 計画の進捗状況の管理・評価

本計画の着実な推進を図るため、浅口市子ども・子育て会議において、事業の実施状況等について、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い施策の改善につなげていきます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度(令和4年度)を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間(令和6年度)までとします。



# 資料編

## 第1節 浅口市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 3 月 27 日条例第 1 号

### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、浅口市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (職務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる職務を行う。

### (組織)

第 3 条 会議の委員は 25 人以内とし、子ども・子育て支援に携わる関係機関その他の団体を代表する者の中から市長浅口市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長 1 人及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第 6 条 会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第 8 条 会議の庶務は、健康福祉部教育委員会事務局において処理する。

### (委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関する必要な事項は、市長教育委員会が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### (会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

#### 附 則(平成 26 年 6 月 30 日条例第 11 号)

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

## 第2節 浅口市子ども・子育て会議委員名簿

五十音順

役職	氏名	所属
副会長	井上 邦男	浅口市議会
会長	井山 房子	くらしき作陽大学 子ども教育学部
委員	襟立 良夫	浅口市小学校長会（金光吉備小学校）
委員	大武 智恵	にじいろぱらそる
委員	奥村 貴子	浅口市民生委員児童委員協議会（浅口市鴨方地区民生委員児童委員協議会）
委員	梶原 恭成	六条院こども園P T A
委員	神田 繁雄	金光学園こども園
委員	佐藤 恵美	浅口市愛育委員会
委員	嶋田 俊幸	岡山県倉敷児童相談所
委員	高山 晴彦	浅口医師会
委員	谷本 壱美	金光幼稚園P T A
委員	谷本 富子	つどいの広場のびっ子
委員	中務 美保子	浅口市教育委員会
委員	丸川 貴乃	つくし会
委員	丸野 由美子	浅口保育協議会（浅口はちまん認定こども園）
委員	三宅 るり子	浅口市公立幼稚園・こども園主任会（鴨方西幼稚園）
委員	山本 英樹	浅口市放課後児童クラブ連絡協議会（鴨方東小学校児童クラブ運営委員会）
委員	横山 勝志	浅口里庄P T A連絡協議会（六条院小学校P T A）

令和2年3月末現在

### 第3節 浅口市子ども・子育て会議の開催状況

平成 30 年度

開催日	内容
平成 30 年 11 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子ども・子育て支援新制度について</li><li>● 第 1 期浅口市子ども・子育て支援事業計画について</li><li>● 第 2 期浅口市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査の実施について</li></ul>
平成 31 年 3 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 第 1 期浅口市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について</li><li>● 平成 31 年度浅口市特定教育・保育施設の利用定員について</li><li>● 第 2 期浅口市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査の結果について</li></ul>
令和元年 7 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子ども・子育て支援新制度について</li><li>● 第 2 期浅口市子ども・子育て支援事業計画の策定について</li></ul>
令和元年 9 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 第 2 期浅口市子ども・子育て支援事業計画（素案）について</li></ul>
令和元年 12 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 第 2 期浅口市子ども・子育て支援事業計画（素案）について</li><li>● パブリックコメントの実施について</li></ul>

令和元年度

開催日	内容
令和元年 7 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子ども・子育て支援新制度について</li><li>● 第 2 期浅口市子ども・子育て支援事業計画の策定について</li></ul>
令和元年 9 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 第 2 期浅口市子ども・子育て支援事業計画（素案）について</li></ul>
令和元年 12 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 第 2 期浅口市子ども・子育て支援事業計画（素案）について</li><li>● パブリックコメントの実施について</li></ul>
令和 2 年 3 月〇日	<ul style="list-style-type: none"><li>● パブリックコメントの結果について</li><li>● 第 2 期浅口市子ども・子育て支援事業計画（素案）について</li></ul>

## 第4節 幼児教育・保育のこれからを考えるワークショップの開催状況

### (1) 実施概要

市内保育所・こども園・幼稚園の園長、保育士、保育教諭、幼稚園教諭のみなさんが一堂に会し、浅口市の幼児教育・保育の質の向上に向けた今後の取組を検討しました。

ワークショップのファシリテーターには加留部貴行先生、講評には岡山県教育庁より古館美穂子先生にお越しいただき、和やかな雰囲気の中開催されました。

### (2) ワークショップの流れ



「理想の幼児教育・保育とその現状」をテーマに、「10年後の私たちはどのような幼児教育・保育をしているか」について話し合いました。

「保育者のスキルアップのために」「働き方改革のために」「園同士の連携のために」の3つのテーマに分かれて、話し合いました。



それぞれのテーブルでどのような話し合いがあったのかを共有するために、各テーブルでまとめた資料や模造紙を見て回りました。

### (3) ワークショップでの検討結果

#### ① 理想の幼児教育・保育とその現状

～ 10年後の私たちはどのような幼児教育・保育をしているでしょうか ～

#### 《参加者の意見》

- 子どもの集団生活が減っていくのでは…人と関わる力を育てる必要がある
- 子どもの良し悪しの判断をする力、考える力が弱まるのでは
- AIが活用される。人にしかできないところがクローズアップされる
- これまで家庭が担ってきた役割を、園が担うようになっている…このままでいいのだろうか
- 職員同士や、職員と保護者とのコミュニケーション、情報共有が現状難しい
- 10年後、保育士が子どもから憧れられる職業であってほしい 等

## ② これから取り組むべきこと

### 《参加者の意見》

#### 保育者のスキルアップのために

- 職員間で悩みを相談できる場を作りたい
- 園同士の情報交換・交流
- 同世代の先生と話せる機会づくり
- 身近な研修の場があるといい（新人指導の方法・経験別の研修（新人・中堅））
- 保護者との連携（子どものことを共有する）
- 各学年の担任をもつ経験ができる体制
- 保育の時間の確保（保育に力を入れる時間がほしい） 等

#### 働き方改革のために

- 必要な職員数を確保する
- 保育士不足・人員確保のための働きやすい環境づくり
- 仕事の効率化を図る（書類の見直し、仕事の振り分け、行事・活動の見直し、職員会議の短縮等）
- 子育て支援制度の見直し（例：業務の分業のための派遣制度） 等

#### 園同士の連携のために

- 園長会を組織する
- 情報共有のしくみをつくる（情報公開、ネットワークづくり、職員への周知徹底等）
- 保育士不足への対応（採用活動への支援、特色ある園運営を行い、内外にしっかりとアピール等）
- 園同士の交流（子どものための運搬方法（移動手段の確保等） 等